

## 令和4年度指定管理者制度導入施設 指定管理者候補者一覧

### ＜公募施設＞

No.	所管課	施設名	施設数	指定管理者候補者	指定期間	
1-1	アルプスリゾート整備本部	松本市奈川高ソメキャンプ場 松本市奈川ウッディ・もっく	2	(株)ふるさと奈川	令和4年4月～令和7年3月	3年間
1-2	商工課	松本市営中央西駐車場	1	(株)パルコスペースシステムズ	令和4年4月～令和9年3月	5年間
1-3		松本市営中央駐車場	1	(株)フューチャーイン	令和4年4月～令和9年3月	5年間
1-4	観光プロモーション課	松本市三城いこいの広場	1	美ヶ原観光組合	令和4年4月～令和7年3月	3年間
1-5		松本市竜島温泉施設	1	(株)奥原造園	令和4年4月～令和9年3月	5年間
1-6	スポーツ推進課	松本市庄内屋内プール 松本市庄内トレーニングルーム	2	ゆめひろば庄内運営企業体	令和4年4月～令和9年3月	5年間
1-7	維持課	松本市松本駅お城口広場 松本市松本駅アルプス口広場 松本市北松本駅前広場 松本市平田駅前広場	4	長野三菱電機機器販売(株)	令和4年4月～令和9年3月	5年間

### ＜特命施設＞

No.	所管課	施設名	施設数	指定管理者候補者	指定期間	
2-1	行政管理課	松本市駅前会館	1	(一社)松本市歯科医師会	令和4年4月～令和7年3月	3年間
2-2	高齢福祉課	松本市城山介護老人保健施設	1	(一社)松本市医師会	令和4年4月～令和9年3月	5年間
2-2	西部福祉課	松本市奈川屋内スポーツ施設	1	(福)松本市社会福祉協議会	令和4年4月～令和9年3月	5年間
2-2		松本市奈川生きがい増進センターふれあいの家	1	(福)松本市社会福祉協議会	令和4年4月～令和9年3月	5年間
2-3	商工課	松本市大久保工場公園団地管理会館	1	松本市大久保工場公園団地管理組合	令和4年4月～令和9年3月	5年間
2-4	農政課	松本市公設地方卸売市場	1	松本市場管理(株)	令和4年4月～令和9年3月	5年間
2-4		松本市梓川地場産品直売センター	1	梓川地場産品直売センター組合	令和4年4月～令和5年12月	1年9か月間
2-1	文化振興課	鈴木鎮一記念館	1	(公社)才能教育研究会	令和4年4月～令和9年3月	5年間
2-1		松本市音楽文化ホール	1	(一財)松本市芸術文化振興財団	令和4年4月～令和5年3月	1年間
2-1	美術館	松本市美術館 松本市梓川アカデミア館	2	(一財)松本市芸術文化振興財団	令和4年4月～令和9年3月	5年間
2-2	都市計画課	松本市下町会館	1	お城下町まちづくり推進協議会	令和4年4月～令和9年3月	5年間
2-2		松本市中町蔵の会館	1	中町(蔵のある)まちづくり推進協議会	令和4年4月～令和9年3月	5年間
2-4	維持課	松本市河川防災ステーション	1	(公社)松本地域シルバー人材センター	令和4年4月～令和9年3月	5年間
2-4	公園緑地課 博物館	アルプス公園 松本市アルプスドリームコースター 松本市山と自然博物館	3	TOY BOX	令和4年4月～令和5年3月	1年間

松本市奈川高ソメキャンプ場、松本市奈川ウッディ・もっく  
指定管理者候補者選定審議結果報告書

令和3年11月

松本市公の施設指定管理者選定審議会

松本市奈川高ソメキャンプ場、松本市奈川ウッディ・もっくの  
指定管理者の候補者選定に係る審議結果について

松本市では、松本市奈川高ソメキャンプ場、松本市奈川ウッディ・もっくの管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2及び松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第3条に基づき、指定管理者を募集したところ2団体（以下「応募者」という。）から応募がありました。

松本市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、応募者について提出書類と応募者のプレゼンテーション及び質疑応答を基に、総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定しましたので、その結果について次のとおり報告します。

令和3年11月16日

松本市長 臥 雲 義 尚 様

松本市公の施設指定管理者選定審議会

会 長 山 本 綾 子

## 1 施設の名称

松本市奈川高ソメキャンプ場、松本市奈川ウッディ・もっく

## 2 主な募集条件

### (1) 指定期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日

### (2) 管理経費

利用料金制委託料併用方式

指定期間中の委託料上限額 30,150千円

### (3) 管理運営方針

ア 松本市奈川高ソメキャンプ場条例、松本市奈川ウッディ・もっく条例並びに各条例施行規則等に基づく管理運営

イ 市民等の福祉の増進と森林の多目的機能の向上を目的とした管理運営

ウ 公の施設としての役割を十分に認識した公平な管理運営（特定の者に有利、あるいは不利になる運営の排除）

エ 多様化する住民、顧客ニーズに効果的・効率的に対応し、創意工夫のうえ、質の高いサービスの提供、利用者へのサービスの向上を行いながらの管理運営

オ 利用者、地域住民及び観光団体等との良好な関係維持

### (4) 特記事項

ア 奈川地区の観光振興に寄与するため、松本市奈川高ソメキャンプ場内でのイベント企画や管理運営する奈川観光施設との連携及び松本市奈川ウッディ・もっくに隣接するフォレストフィールドを活用した自主事業を計画・提案すること。

イ 現在、奈川観光施設の管理運営に従事する職員で、今後も継続して勤務を希望する職員については、事業の安定性及び継続性などを図る観点から、なるべく継続して雇用すること。

ウ 松本市奈川ウッディ・もっくの宿泊棟は令和4年度に解体工事を予定

## 3 募集の主な経過

- |                         |      |        |       |
|-------------------------|------|--------|-------|
| (1) 募集要項の配布開始、ホームページ掲載等 | 令和3年 | 7月     | 1日    |
| (2) 説明会                 | 令和3年 | 7月     | 12日   |
| (3) 質問受付                | 令和3年 | 7月12日～ | 7月15日 |
| (4) 質問回答                | 令和3年 | 7月     | 21日   |
| (5) 申請書類提出締切            | 令和3年 | 8月     | 19日   |

## 4 指定管理者応募団体名

- (1) 株式会社ふるさと奈川（以下「ふるさと奈川」という。）

代表者 代表取締役社長 奥原 仁作

所在地 松本市奈川2120番地1

設立年 平成30年

従業員数 37人

資本金 5,000千円

主たる業務 農業経営、そば等農産物の生産販売、農作業の受委託、農産物の加工販売、山村資源の活用、日用品・食料品等の生活店舗の運営、移送サービス・除雪作業等の生活支援、都市との交流事業企画運営、観光施設の運営等

- (2) 株式会社岳都リゾート開発（以下「岳都リゾート開発」という。）
- |       |  |
|-------|--|
| 代表者   | 代表取締役 永瀬 完治  |
| 所在地   | 松本市大字笹賀7600番地51  |
| 設立年   | 平成20年  |
| 従業員数  | 41名  |
| 資本金   | 11,000千円   |
| 主たる業務 | スキー場及びリゾート施設の運営、インターネットによる旅行・スポーツ及び教育等に関する情報提供サービス、スキー場及びリゾート施設における設備の修繕・レンタル及び販売、飲食店の経営、公共施設等の運営管理事業等 |

## 5 選定審議の内容

### (1) 選定審議会を開催

#### ア 開催日

令和3年10月13日（水）【於：松本市役所第二応接室】

#### イ 出席委員（五十音順）

大竹美奈子委員、金井俊道委員、澤田若菜委員、中野嘉勝委員、古川智史委員、三好規正委員

### (2) 選定審査の方法

#### ア 書類審査

団体からの申請書類について、施設を所管するアルプスリゾート整備本部長から下記の報告を受け、質疑を行いました。

(ア) 募集要項に定める申請資格等を満たしていること。

(イ) 選定審査基準（別紙1）に基づく一次評価

#### イ 団体によるプレゼンテーション及び質疑応答

団体に対し、あらかじめ選定審議会への出席を求め、団体から提案内容等についての説明を受けた後、質疑を行いました。

#### ウ 一次評価

申請書類、アルプスリゾート整備本部による一次評価結果報告を基に、選定審査基準に掲げる審査項目について評価を行いました。

#### エ 二次評価

団体のプレゼンテーション及び質疑応答に対して、選定審査基準に掲げる審査項目について評価を行いました。

#### オ 最終審議

一次評価、二次評価で得られた評価結果を踏まえ、総合的な観点から協議し、団体ごとに総合評価を行い、最高得点団体を候補者として選定しました。

なお、評価表の作成は、採点要領（別紙2）に基づき行いました。

## 6 選定結果

指定管理者候補者 ふるさと奈川

## 7 選定結果の概要

応募団体名			ふるさと奈川	岳都リゾート開発
区分		配点等		
一次評価		100	61.00	58.63
大項目	適正	適/否	適	適
	団体の管理能力	30	14.60	12.50
	施設の運営	45	23.90	24.50
	経済性	25	22.50	21.63
二次評価		12 (2点×6人)	6.10	6.50
合計		112	67.10	65.13
順位			1	2

※ 施設分類・・・【Ba】事業実施型×稼働率重視

※ 団体の審査評価総括表は、別紙3のとおりです。

## 8 審議講評及び付帯意見

ふるさと奈川は、奈川の地域振興に広く携わっており、今後も奈川地区の中心的な役割を担っていく姿勢がうかがえることが評価されました。また、危険木の更新伐等による場内や里山の環境整備、「木（もく）」エネルギーを有効活用する薪ステーションの設置等の具体的な提案が評価され、採点の結果、申請団体中最高得点となりました。

岳都リゾート開発は、ハザードマップの作成等による利用者の安全確保の提案や、奈川地区の魅力を積極的に発信する地域連携企画の提案、野麦峠スキー場と連携した利用率向上に向けた提案や、フォレストフィールドの活用についての具体的な提案等が評価されましたが、直近3年間の財務状況から経営の安定性を欠いているとの懸念が示されたことなどから、採点の結果、申請団体中第2位の得点となりました。

審議の結果、ふるさと奈川を指定管理者候補者として選定しました。

最後に、指定管理者候補者への委員の付帯意見は以下のとおりです。

- ・ 計画的な人材の確保及び育成に取り組み、持続可能な組織づくりに努められたい。

以上

(別紙 1)

松本市奈川高ソメキャンプ場、松本市奈川ウッディ・もっく  
指定管理者選定審査基準

施設分類
【Ba】事業実施型×稼働率重視

I 一次評価（書類審査）

大項目	中項目	事業計画書項目	審査基準	配点等	事業計画書 配点等	中項目 配点	大項目 配点		
適性	管理基準への 対応	市民の平等利用	1 市民の平等利用の確保に対する考え方及び方策	適/否	適/否	適/否	適/否		
		経営理念等	2 公共の仕事という倫理性の認識があり、経営理念、方針は指定管理者として相応しいか	適/否	適/否				
		職員の労働条件	3 労働関係法令等を遵守し、業務従事者の適正な労働条件を確保しているか	適/否	適/否				
		危機管理対策	4 災害時や緊急時等に適切な対応がとれる体制となっているか	適/否	適/否				
			5 指定管理者の責に帰すべき事由による損害賠償等のリスクに対応できるか	適/否	適/否				
		個人情報保護等の管理	6 個人情報等や業務上知り得た秘密の保護についての適切な管理体制	適/否	適/否				
		情報公開	7 情報公開や監査請求に対する考え方	適/否	適/否				
団体の 管理 能力	団体の概要	主たる業務内容 従業員数、経営実績	8 団体の経営状況は良好であり、経営の安定性を欠く点はないか	5	8	8	30		
			9 当該施設管理運営をサポート・バックアップする体制はあるか	1					
		類似施設・関連業務等の実績	10 類似施設（当該施設を含む）や関連業務の管理運営実績はあるか	2					
	管理運営	管理運営方針	11 市が示す施設運営方針を理解し、仕様書に示す業務を適切に行うことができるか	3	5	22			
			12 市や関係団体等と緊密に連携し、責任を持って事業に取り組む姿勢があるか	2					
		組織・体制	13 職員体制や配置人員は適切であるか	3	6				
			14 現場責任者、有資格者の配置、指揮系統や責任権限は適切であるか	3					
		働き方改革の推進	15 働き方改革を進めるために具体的な取組みが行われているか	1	1				
		職員研修・人材育成	16 職員研修計画や業務指導に関する方針は示されているか	2	2				
			経理及び事務処理等	17 会計処理の基準等に基づき、適正に事務処理ができるか	2			6	
				18 業務の第三者委託の範囲、理由、委託先に対する考え方は適当であるか	2				
		19 業務報告や事業報告を適切に作成することができるか	2						
		安全管理	20 事故防止等の安全対策は明確で、職員の教育・訓練の実施計画はあるか	2	2				
	基本 的 事 項	施設の運営	管理運営希望理由	21 施設の設置目的、業務等を的確に理解し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか	3	11		16	
			業務内容	22 管理区域、業務範囲を的確に把握し、管理運営業務を適切に行うことができるか	4				
				23 施設の設置目的に合致し、施設の効用が最大限発揮される内容となっているか	4				
				24 年間の事業量を適切に把握し、実行できる計画内容になっているか	3				
		地域との連携	25 地域の住民や団体等との連携に積極的に取り組む姿勢があるか	2	2				
		利用者への 対応	利用促進	26 施設の利用率の向上を図る方策等があるか	3	3		14	45
			利用者サービス向上	27 利用者の利便性や満足度を高めるための方策が講じられているか	3	3			
障害者等への配慮			28 障害者、子ども、高齢者等の利用に配慮した提案がなされているか	2	2				
苦情・要望への対応			29 利用者の苦情や要望、意見等に適切に対応できるか	3	3				
セルフモニタリング			30 セルフモニタリングの具体的な方法を定めているか	3	3				
環境対策		環境への配慮	31 エネルギー削減等について具体的な目標を定め、その達成に向けた取組みが講じられているか	1	1	1			
自主事業		自主事業計画	32 サービスの向上につながり、かつ実施可能な計画であるか	2	4	4			
			33 必要な経費を計上し、バランスのとれた収支計画となっているか	2					
特記事項		特記事項への対応	34 募集要項における特記事項について考慮されているか	2	2	2			
2施設一体での運営	2施設一体での管理運営計画	35 2施設一体で管理する優位性を検討し、施設の利用率や満足度を向上する計画となっているか	8	8	8				
経済 性	経済性	経費節減・業務効率化	36 経費節減や業務効率化を継続的に提供する方策等はあるか	3	25	25	25		
		事業計画書及び収支予算書	37 施設の管理運営にかかる経費が適正に見込まれ、収支のバランスがとれているか	2					
		提案価格	38 配点×（最低提案価格/当該提案価格）	20					
【一次評価】評価基準点合計点				100	100	100	100		

II 二次評価（プレゼンテーション及び質疑応答評価）

区分	審査基準	配点等
プレゼンテーションに対する評価	1 事業計画及び提案価格に実行性が感じられるか	0.5/委員1人
	2 施設の有効活用に創意工夫が認められるか	0.5/委員1人
	3 指定管理者となる熱意や意欲が感じられるか	0.5/委員1人
	4 質疑応答での回答は明確であったか	0.5/委員1人
【二次評価】評価基準点合計点		2/委員1人

(別紙 2)

## 松本市公の施設指定管理者選定審議会における採点要領

### I 採点

採点	係数	評価
A	1.0	特に優れている
B	0.7	優れている
C	0.5	標準を満たしている
D	0.3	劣る
E	0.0	特に劣る

### II 採点方法

- 1 一次評価の採点は、施設所管課による評価をもとに、委員の協議により行う。
- 2 二次評価は、出席委員全員が評価・採点して評価表に記入し、その合計点を算出して二次評価得点とする。

【一次評価、二次評価共通】

- 3 採点は、審査基準に基づき、団体ごとに行う。
- 4 採点は、「標準」に対する5段階評価とし、各項目の配点にA～Eの係数を乗じて点数化する。
- 5 点数は、小数点以下第2位まで算出する。
- 6 一次評価（基本的事項）と二次評価の合計点が第1位の団体を、指定管理者候補者とする。

【失格について】

- 7 一次評価：適否審査において、「否」と判定された項目が1つでもあれば失格とする。
- 8 一次評価：基本的事項の提案価格を除いた配点中、4割に満たない団体は失格とする。

(別紙 3)

松本市奈川高ソメキャンプ場、松本市奈川ウッディ・もっく  
団体の審査評価総括表

区 分		配点	ふるさと奈川	岳都リゾート開発
一次評価	適性	適/否	適	適
	基本的事項	100	61.00	58.63
二次評価	プレゼンテーション等評価 (2点/委員1人)	12 (出席委員6人)	6.10	6.50
合 計		112	67.10	65.13
提案価格を除く点数(x) > 失格判定(32.0/80点)		x > 32.0	41.00	39.50

&lt;基本的事項の内訳&gt;

大項目	中項目	事業計画書項目	配点	ふるさと奈川	岳都リゾート開発
団体の管理能力	団体の概要	主たる業務内容、従業員数、経営実績	6	3.00	0.50
		類似施設・関連業務等の実績	2	1.00	1.00
	管理運営	管理運営方針	5	2.50	2.50
		組織・体制	6	3.00	3.00
		働き方改革の推進	1	0.50	0.50
		職員研修・人材育成	2	1.00	1.00
		経理及び事務処理等	6	2.60	2.60
安全管理	2	1.00	1.40		
施設の運営	施設の運営	管理運営希望理由	3	2.10	1.50
		業務内容	11	6.30	5.50
		地域との連携	2	1.00	1.40
	利用者への対応	利用促進	3	1.50	2.10
		利用者サービス向上	3	1.50	2.10
		障害者等への配慮	2	1.00	1.00
		苦情・要望への対応	3	1.50	1.50
		セルフモニタリング	3	1.50	1.50
	環境対策	環境への配慮	1	0.50	0.50
	自主事業	自主事業計画	4	2.00	2.00
特記事項	特記事項への対応	2	1.00	1.40	
観光振興	観光事業の振興	8	4.00	4.00	
経済性	経済性	経費節減・業務効率化	3	1.50	1.50
		事業計画書及び収支予算書	2	1.00	1.00
		提案価格	20	20.00	19.13
基本的事項合計			100	61.00	58.63
提案価格 (3年間総額:円)				28,700,000	30,000,000

&lt;二次評価:プレゼンテーション等評価の内訳&gt;

評価項目	配点	ふるさと奈川	岳都リゾート開発
事業計画及び提案価格に実行性が感じられるか	3	1.50	1.60
施設の有効活用に創意工夫が認められるか	3	1.70	1.80
指定管理者となる熱意や意欲が感じられるか	3	1.50	1.50
質疑応答での回答は明確であったか	3	1.40	1.60
プレゼンテーション等評価合計	12	6.10	6.50

松本市営中央西駐車場  
指定管理者候補者選定審議結果報告書

令和3年11月

松本市公の施設指定管理者選定審議会

松本市営中央西駐車場の指定管理者の  
指定管理者の候補者選定に係る審議結果について

松本市では、松本市営中央西駐車場の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2及び松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第3条に基づき、指定管理者を募集したところ2団体（以下「応募者」という。）から応募がありました。

松本市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、応募者について提出書類と応募者のプレゼンテーション及び質疑応答を基に、総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定しましたので、その結果について次のとおり報告します。

令和3年11月16日

松本市長 臥雲 義尚 様

松本市公の施設指定管理者選定審議会

会長 山本 綾子

## 1 施設の名称

松本市営中央西駐車場

## 2 主な募集条件

### (1) 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

### (2) 管理経費

委託料方式

指定期間中の委託料上限額 143,450千円

### (3) 管理運営方針

ア 中心市街地への来街者及び観光客の来訪機会を創出し、商業地及び観光地の活性化を図ることを目的とする。

イ 指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを提供し、利用者が安心して使用できる、地域に根ざした施設づくりを行うこと。

ウ 利用者が安全・快適に本施設を利用できるよう、施設及び設備について、常に良好な状態を保つよう維持管理すること。

(ア) 利用者の安全確保を図ること。

(イ) 利用者への対応は、親切・丁寧を心がけること。

(ウ) 利用者のニーズを常に把握し、管理運営に反映するよう努めること。

(エ) 施設内を清潔に保持するとともに、管理経費の削減に努めること。

### (4) 特記事項

ア 現在、松本市営中央西駐車場の管理運営に従事する職員で、今後も継続して勤務を希望する職員については、事業の安定性及び継続性を図る観点から、なるべく継続して雇用すること。

イ 市街地駐車場の2施設（松本市営中央西駐車場、松本市営中央駐車場）の指定管理者を同時に公募する。公募は、施設ごとに行うが、2施設両方への応募も可能とする。

## 3 募集の主な経過

- |                         |      |    |          |
|-------------------------|------|----|----------|
| (1) 募集要項の配布開始、ホームページ掲載等 | 令和3年 | 7月 | 1日       |
| (2) 説明会                 | 令和3年 | 7月 | 9日       |
| (3) 質問受付                | 令和3年 | 7月 | 9日～7月16日 |
| (4) 質問回答                | 令和3年 | 7月 | 27日      |
| (5) 申請書類提出締切            | 令和3年 | 8月 | 19日      |

## 4 指定管理者応募団体名

- (1) 株式会社パルコスペースシステムズ（以下「パルコスペースシステムズ」という。）

代表者 代表取締役社長 因泥 孝和

所在地 東京都渋谷区神泉町8番16号 渋谷ファーストプレイス

設立年 昭和44年

従業員数 1,312人

資本金 490,000千円

主たる業務 開発サポート（内装監理業務他）、設計・施工・環境監理（商業施設等のディスプレイデザイン他）、運営サポート（設備・警備・清掃・駐車場・インフォメーションサービス他）

- (2) 株式会社フューチャーイン（以下「フューチャーイン」という。）
- |       |  |
|-------|--|
| 代表者   | 代表取締役社長 渡邊 英治  |
| 所在地   | 名古屋市千種区内山2丁目6番22号  |
| 設立年   | 昭和62年  |
| 従業員数  | 759人   |
| 資本金   | 330,000千円  |
| 主たる業務 | コンピュータシステムの開発・構築・運用・保守、コンピュータ及びパッケージソフトの販売、ネットワークシステムの開発・構築・運用・保守、公共サービス事業の業務委託等 |

## 5 選定審議の内容

### (1) 選定審議会を開催

#### ア 開催日

令和3年10月27日（水）【於：松本市役所第二応接室】

#### イ 出席委員（五十音順）

板倉章委員、大竹美奈子委員、金井俊道委員、澤田若菜委員、中野嘉勝委員、古川智史委員、三好規正委員、山本綾子委員

### (2) 選定審査の方法

#### ア 書類審査

団体からの申請書類について、施設所管部の産業振興部長同席の下、商工課長から下記の報告を受け、質疑を行いました。

(ア) 募集要項に定める申請資格等を満たしていること。

(イ) 選定審査基準（別紙1）に基づく一次評価

#### イ 団体によるプレゼンテーション及び質疑応答

団体に対し、あらかじめ選定審議会への出席を求め、団体から提案内容等についての説明を受けた後、質疑を行いました。

#### ウ 一次評価

申請書類、商工課による一次評価結果報告を基に、選定審査基準に掲げる審査項目について評価を行いました。

#### エ 二次評価

団体のプレゼンテーション及び質疑応答に対して、選定審査基準に掲げる審査項目について評価を行いました。

#### オ 最終審議

一次評価、二次評価で得られた評価結果を踏まえ、総合的な観点から協議し、団体ごとに総合評価を行い、最高得点団体を候補者として選定しました。

なお、評価表の作成は、採点要領（別紙2）に基づき行いました。

## 6 選定結果

指定管理者候補者 パルコスペースシステムズ

## 7 選定結果の概要

応募団体名		配点等	パルコスペースシステムズ	フューチャーイン
区分				
一次評価		100	66.41	64.00
大項目	適正	適/否	適	適
	団体の管理能力	30	15.80	13.80
	施設の運営	35	18.90	17.10
	経済性	35	31.71	33.10
二次評価		16 (2点×8人)	7.90	7.50
合計		116	74.31	71.50
順位			1	2

※ 施設分類・・・【A a】施設管理型×稼働率重視

※ 団体の審査評価総括表は、別紙3のとおりです。

## 8 審議講評及び付帯意見

パルコスペースシステムズは、当該駐車場の現指定管理者として、安定した管理運営実績を有しています。また、民間駐車場の管理運営実績に加え、他自治体での市営駐車場の管理実績を10年以上有している点が高く評価されました。さらに、近接する松本パルコ内に事業所が所在しており、万全のバックアップ体制があることや、商業施設の混雑状況に応じて交通誘導警備等の適切な対応を行う提案が評価され、採点の結果、申請団体中最高得点となりました。

フューチャーインは、全国の自治体で水道料金徴収業務の受託実績があり、同業務で培ったノウハウに基づき適正な事務処理対応が見込める点や、グリーンエネルギーの活用を検討するなど、環境に配慮した提案が高く評価されましたが、採点の結果、申請団体中第2位の得点となりました。

審議の結果、パルコスペースシステムズを指定管理者候補者として選定しました。

最後に、指定管理者候補者への委員の付帯意見は以下のとおりです。

- ・ 不測の事態に備える安全管理体制の整備に努められたい。

以上

(別紙 1)

松本市営中央西駐車場  
指定管理者選定審査基準

施設分類
【Aa】施設管理型×稼働率重視

I 一次評価（書類審査）

大項目	中項目	事業計画書項目	審査基準	配点等	事業計画書 配点等	中項目 配点	大項目 配点		
適性	管理基準への対応	市民の平等利用	1 市民の平等利用の確保に対する考え方及び方策	適/否	適/否	適/否	適/否		
		経営理念等	2 公共の仕事という倫理性の認識があり、経営理念、方針は指定管理者として相応しいか	適/否	適/否				
		職員の労働条件	3 労働関係法令等を遵守し、業務従事者の適正な労働条件を確保しているか	適/否	適/否				
		危機管理対策	4 災害時や緊急時等に適切な対応がとれる体制となっているか	適/否	適/否				
			5 指定管理者の責に帰すべき事由による損害賠償等のリスクに対応できるか	適/否	適/否				
		個人情報保護等の管理	6 個人情報等や業務上知り得た秘密の保護についての適切な管理体制	適/否	適/否				
		情報公開	7 情報公開や監査請求に対する考え方	適/否	適/否				
基本的事項	団体の概要	主たる業務内容 従業員数、経営実績	8 団体の経営状況は良好であり、経営の安定性を欠く点はないか	5	8	8	30		
		類似施設・関連業務等の実績	9 当該施設管理運営をサポート・バックアップする体制はあるか	1					
			管理運営	管理運営方針				11 市が示す施設運営方針を理解し、仕様書に示す業務を適切に行うことができるか	3
	12 市や関係団体等と緊密に連携し、責任を持って事業に取り組む姿勢があるか	2							
	組織・体制	13 職員体制や配置人員は適切であるか		3	6				
		14 現場責任者、有資格者の配置、指揮系統や責任権限は適切であるか		3					
	働き方改革の推進	15 働き方改革を進めるために具体的な取組みが行われているか		1	1				
	職員研修・人材育成	16 職員研修計画や業務指導に関する方針は示されているか		2	2				
		経理及び事務処理等		17 会計処理の基準等に基づき、適正に事務処理ができるか	2	6			
				18 業務の第三者委託の範囲、理由、委託先に対する考え方は適当であるか	2				
	19 業務報告や事業報告を適切に作成することができるか	2							
	安全管理	20 事故防止等の安全対策は明確で、職員の教育・訓練の実施計画はあるか		2	2				
	施設の運営	施設の運営	管理運営希望理由	21 施設の設置目的、業務等を的確に理解し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか	3	11		16	
			業務内容	22 管理区域、業務範囲を的確に把握し、管理運営業務を適切に行うことができるか	4				
				23 施設の設置目的に合致し、施設の効用が最大限発揮される内容となっているか	4				
				24 年間の事業量を適切に把握し、実行できる計画内容になっているか	3				
		地域との連携	25 地域の住民や団体等との連携に積極的に取り組む姿勢があるか	2	2				
		利用者への対応	利用促進	26 施設の利用率の向上を図る方策等があるか	3	3		14	35
			利用者サービス向上	27 利用者の利便性や満足度を高めるための方策が講じられているか	3	3			
			障害者等への配慮	28 障害者、子ども、高齢者等の利用に配慮した提案がなされているか	2	2			
苦情・要望への対応			29 利用者の苦情や要望、意見等に適切に対応できるか	3	3				
セルフモニタリング			30 セルフモニタリングの具体的方法を定めているか	3	3				
環境対策	環境への配慮	31 エネルギー削減等について具体的な目標を定め、その達成に向けた取組みが講じられているか	1	1	1				
自主事業	自主事業計画	32 サービスの向上につながり、かつ実施可能な計画であるか	1	2	2				
		33 必要な経費を計上し、バランスのとれた収支計画となっているか	1						
特記事項	特記事項への対応	34 募集要項における特記事項について考慮されているか	2	2	2				
経済性	経済性	経費節減・業務効率化	35 経費節減や業務効率化を継続的に提供する方策等はあるか	3	35	35	35		
		事業計画書及び収支予算書	36 施設の管理運営にかかる経費が適正に見込まれ、収支のバランスがとれているか	2					
		提案価格	37 配点×（最低提案価格/当該提案価格）	30					
【一次評価】評価基準点合計点				100	100	100	100		

II 二次評価（プレゼンテーション及び質疑応答評価）

区分	審査基準	配点等
プレゼンテーションに対する評価	1 事業計画及び提案価格に実行性が感じられるか	0.5/委員1人
	2 施設の有効活用に創意工夫が認められるか	0.5/委員1人
	3 指定管理者となる熱意や意欲が感じられるか	0.5/委員1人
	4 質疑応答での回答は明確であったか	0.5/委員1人
【二次評価】評価基準点合計点		2/委員1人

(別紙 2)

## 松本市公の施設指定管理者選定審議会における採点要領

### I 採点

採点	係数	評価
A	1.0	特に優れている
B	0.7	優れている
C	0.5	標準を満たしている
D	0.3	劣る
E	0.0	特に劣る

### II 採点方法

- 1 一次評価の採点は、施設所管課による評価をもとに、委員の協議により行う。
- 2 二次評価は、出席委員全員が評価・採点して評価表に記入し、その合計点を算出して二次評価得点とする。

【一次評価、二次評価共通】

- 3 採点は、審査基準に基づき、団体ごとに行う。
- 4 採点は、「標準」に対する5段階評価とし、各項目の配点にA～Eの係数を乗じて点数化する。
- 5 点数は、小数点以下第2位まで算出する。
- 6 一次評価（基本的事項）と二次評価の合計点が第1位の団体を、指定管理者候補者とする。

【失格について】

- 7 一次評価：適否審査において、「否」と判定された項目が1つでもあれば失格とする。
- 8 一次評価：基本的事項の提案価格を除いた配点中、4割に満たない団体は失格とする。

(別紙 3)

松本市営中央西駐車場  
団体の審査評価総括表

区 分		配点	パルコスペースシステムズ	フューチャーイン
一次評価	適性	適/否	適	適
	基本的事項	100	66.41	64.00
二次評価	プレゼンテーション等評価 (2点/委員1人)	16 (出席委員8人)	7.90	7.50
合 計		116	74.31	71.50
提案価格を除く点数(x)>失格判定(28.0/70点)		x>28.0	36.60	34.00

&lt;基本的事項の内訳&gt;

大項目	中項目	事業計画書項目	配点	パルコスペースシステムズ	フューチャーイン
団体の管理能力	団体の概要	主たる業務内容、従業員数、経営実績	6	3.20	2.80
		類似施設・関連業務等の実績	2	2.00	0.60
	管理運営	管理運営方針	5	1.90	2.50
		組織・体制	6	3.00	2.40
		働き方改革の推進	1	0.70	0.50
		職員研修・人材育成	2	1.40	1.00
		経理及び事務処理等	6	2.60	3.00
		安全管理	2	1.00	1.00
施設の運営	施設の運営	管理運営希望理由	3	1.50	1.50
		業務内容	11	6.30	4.10
		地域との連携	2	1.00	1.40
	利用者への対応	利用促進	3	1.50	1.50
		利用者サービス向上	3	2.10	2.10
		障害者等への配慮	2	1.40	1.00
		苦情・要望への対応	3	1.50	2.10
		セルフモニタリング	3	1.50	1.50
	環境対策	環境への配慮	1	0.30	0.30
	自主事業	自主事業計画	2	0.80	0.60
	特記事項	特記事項への対応	2	1.00	1.00
経済性	経済性	経費節減・業務効率化	3	0.90	2.10
		事業計画書及び収支予算書	2	1.00	1.00
		提案価格	30	29.81	30.00
基本的事項合計			100	66.41	64.00
提案価格 (5年間総額:円)				143,450,000	142,560,000

&lt;二次評価:プレゼンテーション等評価の内訳&gt;

評価項目	配点	パルコスペースシステムズ	フューチャーイン
事業計画及び提案価格に実行性が感じられるか	4	2.20	1.70
施設の有効活用に創意工夫が認められるか	4	1.90	1.80
指定管理者となる熱意や意欲が感じられるか	4	2.20	2.10
質疑応答での回答は明確であったか	4	1.60	1.90
プレゼンテーション等評価合計	16	7.90	7.50

松本市営中央駐車場  
指定管理者候補者選定審議結果報告書

令和3年11月

松本市公の施設指定管理者選定審議会

松本市営中央駐車場の指定管理者の  
指定管理者の候補者選定に係る審議結果について

松本市では、松本市営中央駐車場の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2及び松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第3条に基づき、指定管理者を募集したところ3団体（以下「応募者」という。）から応募がありました。

松本市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、応募者について提出書類と応募者のプレゼンテーション及び質疑応答を基に、総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定しましたので、その結果について次のとおり報告します。

令和3年11月16日

松本市長 臥雲 義尚 様

松本市公の施設指定管理者選定審議会

会長 山本 綾子

## 1 施設の名称

松本市営中央駐車場

## 2 主な募集条件

### (1) 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

### (2) 管理経費

委託料方式

指定期間中の委託料上限額 128,950千円

### (3) 管理運営方針

ア 中心市街地への来街者及び観光客の来訪機会を創出し、商業地及び観光地の活性化を図ることを目的とする。

イ 指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを提供し、利用者が安心して使用できる、地域に根ざした施設づくりを行うこと。

ウ 利用者が安全・快適に本施設を利用できるよう、施設及び設備について、常に良好な状態を保つよう維持管理すること。

(ア) 利用者の安全確保を図ること。

(イ) 利用者への対応は、親切・丁寧を心がけること。

(ウ) 利用者のニーズを常に把握し、管理運営に反映するよう努めること。

(エ) 施設内を清潔に保持するとともに、管理経費の削減に努めること。

### (4) 特記事項

ア 現在、松本市営中央駐車場の管理運営に従事する職員で、今後も継続して勤務を希望する職員については、事業の安定性及び継続性を図る観点から、なるべく継続して雇用すること。

イ 市街地駐車場の2施設（松本市営中央西駐車場、松本市営中央駐車場）の指定管理者を同時に公募する。公募は、施設ごとに行うが、2施設両方への応募も可能とする。

## 3 募集の主な経過

- |                         |      |    |          |
|-------------------------|------|----|----------|
| (1) 募集要項の配布開始、ホームページ掲載等 | 令和3年 | 7月 | 1日       |
| (2) 説明会                 | 令和3年 | 7月 | 9日       |
| (3) 質問受付                | 令和3年 | 7月 | 9日～7月16日 |
| (4) 質問回答                | 令和3年 | 7月 | 27日      |
| (5) 申請書類提出締切            | 令和3年 | 8月 | 19日      |

## 4 指定管理者応募団体名

- (1) 株式会社フューチャーイン（以下「フューチャーイン」という。）

代表者 代表取締役社長 渡邊 英治

所在地 名古屋市千種区内山2丁目6番22号

設立年 昭和62年

従業員数 759人

資本金 330,000千円

主たる業務 コンピュータシステムの開発・構築・運用・保守、コンピュータ及びパッケージソフトの販売、ネットワークシステムの開発・構築・運用・保守、公共サービス事業の業務委託等

- (2) 公益社団法人松本地域シルバー人材センター（以下「松本地域シルバー人材センター」という。）
- 代表者 理事長 青木 敏和  
所在地 松本市宮渕本村1番10号  
設立年 昭和58年  
従業員数 16人  
主たる業務 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく、高年齢退職者等のための就業機会の確保及び組織的提供、「労働者派遣法」に基づく高年齢退職者等の派遣、就業に必要な知識及び技能講習等の実施等
- (3) 企業組合労協ながの（以下「労協ながの」という。）
- 代表者 代表理事 鈴木 友子  
所在地 長野市大字南長野新田町1482番地2  
設立年 昭和61年  
従業員数 458人  
基本財産 93,458千円  
主たる業務 総合ビルサービス事業、医療福祉関連サービス事業、売店販売事業、公共サービス事業、介護関連事業、障がい福祉事業、生活困窮者自立支援事業

## 5 選定審議の内容

### (1) 選定審議会を開催

#### ア 開催日

令和3年10月27日（水）【於：松本市役所第二応接室】

#### イ 出席委員（五十音順）

板倉章委員、大竹美奈子委員、金井俊道委員、澤田若菜委員、中野嘉勝委員、古川智史委員、三好規正委員、山本綾子委員

### (2) 選定審査の方法

#### ア 書類審査

団体からの申請書類について、施設所管部の産業振興部長同席の下、商工課長から下記の報告を受け、質疑を行いました。

(ア) 募集要項に定める申請資格等を満たしていること。

(イ) 選定審査基準（別紙1）に基づく一次評価

#### イ 団体によるプレゼンテーション及び質疑応答

団体に対し、あらかじめ選定審議会への出席を求め、団体から提案内容等についての説明を受けた後、質疑を行いました。

#### ウ 一次評価

申請書類、商工課による一次評価結果報告を基に、選定審査基準に掲げる審査項目について評価を行いました。

#### エ 二次評価

団体のプレゼンテーション及び質疑応答に対して、選定審査基準に掲げる審査項目について評価を行いました。

#### オ 最終審議

一次評価、二次評価で得られた評価結果を踏まえ、総合的な観点から協議し、団体ごとに総合評価を行い、最高得点団体を候補者として選定しました。

なお、評価表の作成は、採点要領（別紙2）に基づき行いました。

6 選定結果

指定管理者候補者 フューチャーイン

7 選定結果の概要

応募団体名		配点等	フューチャーイン	松本地域シルバー人材センター	労協ながの
区分					
一次評価		100	63.76	64.00	61.70
大項目	適正	適/否	適	適	適
	団体の管理能力	30	13.80	14.80	14.00
	施設の運営	35	17.10	17.30	15.50
	経済性	35	32.86	31.90	32.20
二次評価		16 (2点×8人)	7.50	6.15	8.50
合計		116	71.26	70.15	70.20
順位			1	3	2

※ 施設分類・・・【A a】施設管理型×稼働率重視

※ 団体の審査評価総括表は、別紙3のとおりです。

8 審議講評及び付帯意見

フューチャーインは、全国の自治体で水道料金徴収業務の受託実績があり、同業務で培ったノウハウに基づき適正な事務処理対応が見込める点や、グリーンエネルギーの活用を検討するなど、環境に配慮した提案が高く評価され、採点の結果、申請団体3団体中最高得点となりました。

松本地域シルバー人材センターは、事業所が市内に所在しており十分なバックアップ体制が見込めることや、松本市の施策をよく研究したうえで管理運営方針を定めている点、事故防止等の安全管理対策を詳細に計画している点が高く評価されましたが、事業計画の実行性に不安があることから、申請団体3団体中3位となりました。

労協ながのは、中信事業本部が市内に所在しており十分なバックアップ体制が見込めることや、民間駐車場の管理実績があること、また、ホームページ作成による情報発信の自主事業計画や、質疑応答での明確な回答等が高く評価されましたが、事業計画書への具体的な記載に乏しく、申請団体3団体中2位となりました。

審議の結果、フューチャーインを指定管理者候補者として選定しました。

最後に、指定管理者候補者への委員の付帯意見は以下のとおりです。

- ・ 早急に施設の管理体制を整え、安全管理の徹底に努められたい。

以上

(別紙 1)

松本市営中央駐車場  
指定管理者選定審査基準

施設分類
【Aa】施設管理型×稼働率重視

I 一次評価（書類審査）

大項目	中項目	事業計画書項目	審査基準	配点等	事業計画書 配点等	中項目 配点	大項目 配点	
適性	管理基準への対応	市民の平等利用	1 市民の平等利用の確保に対する考え方及び方策	適/否	適/否	適/否	適/否	
		経営理念等	2 公共の仕事という倫理性の認識があり、経営理念、方針は指定管理者として相応しいか	適/否	適/否			
		職員の労働条件	3 労働関係法令等を遵守し、業務従事者の適正な労働条件を確保しているか	適/否	適/否			
		危機管理対策	4 災害時や緊急時等に適切な対応がとれる体制となっているか	適/否	適/否			
			5 指定管理者の責に帰すべき事由による損害賠償等のリスクに対応できるか	適/否	適/否			
		個人情報保護等の管理	6 個人情報等や業務上知り得た秘密の保護についての適切な管理体制	適/否	適/否			
		情報公開	7 情報公開や監査請求に対する考え方	適/否	適/否			
基本的事項	団体の概要	主たる業務内容 従業員数、経営実績	8 団体の経営状況は良好であり、経営の安定性を欠く点はないか	5	8	8	30	
		類似施設・関連業務等の実績	9 当該施設管理運営をサポート・バックアップする体制はあるか	1				
			管理運営	管理運営方針				11 市が示す施設運営方針を理解し、仕様書に示す業務を適切に行うことができるか
	12 市や関係団体等と緊密に連携し、責任を持って事業に取り組む姿勢があるか	2						
	組織・体制	13 職員体制や配置人員は適切であるか		3	6			
		14 現場責任者、有資格者の配置、指揮系統や責任権限は適切であるか		3				
	働き方改革の推進	15 働き方改革を進めるために具体的な取組みが行われているか		1	1			
	職員研修・人材育成	16 職員研修計画や業務指導に関する方針は示されているか		2	2			
		経理及び事務処理等		17 会計処理の基準等に基づき、適正に事務処理ができるか	2	6		
				18 業務の第三者委託の範囲、理由、委託先に対する考え方は適当であるか	2			
	19 業務報告や事業報告を適切に作成することができるか	2						
	安全管理	20 事故防止等の安全対策は明確で、職員の教育・訓練の実施計画はあるか		2	2			
	施設の運営	施設の運営	管理運営希望理由	21 施設の設置目的、業務等を的確に理解し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか	3	11		16
			業務内容	22 管理区域、業務範囲を的確に把握し、管理運営業務を適切に行うことができるか	4			
				23 施設の設置目的に合致し、施設の効用が最大限発揮される内容となっているか	4			
				24 年間の事業量を適切に把握し、実行できる計画内容になっているか	3			
		地域との連携	25 地域の住民や団体等との連携に積極的に取り組む姿勢があるか	2	2			
		利用者への対応	利用促進	26 施設の利用率の向上を図る方策等があるか	3	3		14
			利用者サービス向上	27 利用者の利便性や満足度を高めるための方策が講じられているか	3			
			障害者等への配慮	28 障害者、子ども、高齢者等の利用に配慮した提案がなされているか	2			
苦情・要望への対応			29 利用者の苦情や要望、意見等に適切に対応できるか	3				
セルフモニタリング			30 セルフモニタリングの具体的方法を定めているか	3				
環境対策	環境への配慮	31 エネルギー削減等について具体的な目標を定め、その達成に向けた取組みが講じられているか	1	1	1			
自主事業	自主事業計画	32 サービスの向上につながり、かつ実施可能な計画であるか	1	2	2			
		33 必要な経費を計上し、バランスのとれた収支計画となっているか	1					
特記事項	特記事項への対応	34 募集要項における特記事項について考慮されているか	2	2	2			
経済性	経済性	経費節減・業務効率化	35 経費節減や業務効率化を継続的に提供する方策等はあるか	3	35	35		
		事業計画書及び収支予算書	36 施設の管理運営にかかる経費が適正に見込まれ、収支のバランスがとれているか	2				
		提案価格	37 配点×（最低提案価格/当該提案価格）	30				
【一次評価】評価基準点合計点				100	100	100	100	

II 二次評価（プレゼンテーション及び質疑応答評価）

区分	審査基準	配点等
プレゼンテーションに対する評価	1 事業計画及び提案価格に実行性が感じられるか	0.5/委員1人
	2 施設の有効活用に創意工夫が認められるか	0.5/委員1人
	3 指定管理者となる熱意や意欲が感じられるか	0.5/委員1人
	4 質疑応答での回答は明確であったか	0.5/委員1人
【二次評価】評価基準点合計点		2/委員1人

(別紙 2)

## 松本市公の施設指定管理者選定審議会における採点要領

### I 採点

採点	係数	評価
A	1.0	特に優れている
B	0.7	優れている
C	0.5	標準を満たしている
D	0.3	劣る
E	0.0	特に劣る

### II 採点方法

- 1 一次評価の採点は、施設所管課による評価をもとに、委員の協議により行う。
- 2 二次評価は、出席委員全員が評価・採点して評価表に記入し、その合計点を算出して二次評価得点とする。

【一次評価、二次評価共通】

- 3 採点は、審査基準に基づき、団体ごとに行う。
- 4 採点は、「標準」に対する5段階評価とし、各項目の配点にA～Eの係数を乗じて点数化する。
- 5 点数は、小数点以下第2位まで算出する。
- 6 一次評価（基本的事項）と二次評価の合計点が第1位の団体を、指定管理者候補者とする。

【失格について】

- 7 一次評価：適否審査において、「否」と判定された項目が1つでもあれば失格とする。
- 8 一次評価：基本的事項の提案価格を除いた配点中、4割に満たない団体は失格とする。

(別紙 3)

松本市営中央駐車場  
団体の審査評価総括表

区 分		配点	フューチャーイン	松本地域シルバー人材センター	労協ながの
一次評価	適性	適/否	適	適	適
	基本的事項	100	63.76	64.00	61.70
二次評価	プレゼンテーション等評価 (2点/委員1人)	16 (出席委員8人)	7.50	6.15	8.50
合 計		116	71.26	70.15	70.20
提案価格を除く点数(x) > 失格判定(28.0/70点)		x > 28.0	34.00	34.00	32.00

&lt;基本的事項の内訳&gt;

大項目	中項目	事業計画書項目	配点	フューチャーイン	松本地域シルバー人材センター	労協ながの
団体の管理能力	団体の概要	主たる業務内容、従業員数、経営実績	6	2.80	2.20	3.20
		類似施設・関連業務等の実績	2	0.60	0.60	1.40
	管理運営	管理運営方針	5	2.50	3.10	2.50
		組織・体制	6	2.40	3.00	2.40
		働き方改革の推進	1	0.50	0.50	0.30
		職員研修・人材育成	2	1.00	1.00	1.00
		経理及び事務処理等	6	3.00	3.00	2.60
安全管理	2	1.00	1.40	0.60		
施設の運営	施設の運営	管理運営希望理由	3	1.50	1.50	1.50
		業務内容	11	4.10	4.90	4.10
		地域との連携	2	1.40	1.00	1.00
	利用者への対応	利用促進	3	1.50	1.50	1.50
		利用者サービス向上	3	2.10	1.50	1.50
		障害者等への配慮	2	1.00	1.00	1.00
		苦情・要望への対応	3	2.10	1.50	1.50
		セルフモニタリング	3	1.50	2.10	0.90
	環境対策	環境への配慮	1	0.30	0.30	0.30
	自主事業	自主事業計画	2	0.60	1.00	1.20
	特記事項	特記事項への対応	2	1.00	1.00	1.00
経済性	経済性	経費節減・業務効率化	3	2.10	0.90	1.50
		事業計画書及び収支予算書	2	1.00	1.00	1.00
		提案価格	30	29.76	30.00	29.70
基本的事項合計			100	63.76	64.00	61.70
提案価格 (5年間総額:円)				128,700,000	127,680,000	128,949,700

&lt;二次評価:プレゼンテーション等評価の内訳&gt;

評価項目	配点	フューチャーイン	松本地域シルバー人材センター	労協ながの
事業計画及び提案価格に実行性が感じられるか	4	1.70	1.25	2.10
施設の有効活用に創意工夫が認められるか	4	1.80	1.50	2.10
指定管理者となる熱意や意欲が感じられるか	4	2.10	2.00	2.10
質疑応答での回答は明確であったか	4	1.90	1.40	2.20
プレゼンテーション等評価合計	16	7.50	6.15	8.50

松本市三城いこいの広場  
指定管理者候補者選定審議結果報告書

令和3年11月

松本市公の施設指定管理者選定審議会

松本市三城いこいの広場の  
指定管理者の候補者選定に係る審議結果について

松本市では、松本市三城いこいの広場の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2及び松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第3条に基づき、指定管理者を募集したところ1団体（以下「応募者」という。）から応募がありました。

松本市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、応募者について提出書類と応募者のプレゼンテーション及び質疑応答を基に、総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定しましたので、その結果について次のとおり報告します。

令和3年11月16日

松本市長 臥雲 義尚 様

松本市公の施設指定管理者選定審議会

会長 山本 綾子

## 1 施設の名称

松本市三城いこいの広場

## 2 主な募集条件

### (1) 指定期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日

### (2) 管理経費

利用料金制委託料併用方式

指定期間中の委託料上限額 8,040千円

### (3) 管理運営方針

ア 松本市三城いこいの広場条例及び同施行規則等に基づく管理運営

イ 指定管理対象施設の設置目的に基づく管理運営

ウ 公の施設としての役割を十分に認識した公平な管理運営（特定の者に有利、あるいは不利になる運営の排除）

エ 多様化する住民、顧客ニーズに効果的・効率的に対応し、創意工夫のうえ、質の高いサービスの提供、利用者へのサービスの向上を行いながら、収支の均衡がとれた管理運営

オ 利用者、地域住民及び観光団体等との良好な関係維持

### (4) 特記事項

現在、松本市三城いこいの広場の管理運営に従事する職員で、今後も継続して勤務を希望する職員については、事業の安定性及び継続性などを図る観点から、なるべく継続して雇用すること。

## 3 募集の主な経過

- |                         |      |        |       |
|-------------------------|------|--------|-------|
| (1) 募集要項の配布開始、ホームページ掲載等 | 令和3年 | 7月     | 1日    |
| (2) 説明会                 | 令和3年 | 7月     | 13日   |
| (3) 質問受付                | 令和3年 | 7月19日～ | 7月26日 |
| (4) 質問回答                | 令和3年 | 8月     | 3日    |
| (5) 申請書類提出締切            | 令和3年 | 8月     | 19日   |

## 4 指定管理者応募団体名

美ヶ原観光組合

代表者 組合長 齊藤 茂行

所在地 松本市大字入山辺8961番地

設立年 平成11年

従業員数 5人

主たる業務 観光宣伝ならびに観光客の誘致、観光計画・施設の整備  
拡充と調査・研究、観光資源の調査・保護育成等

## 5 選定審議の内容

### (1) 選定審議会を開催

ア 開催日

令和3年10月13日（水）【於：松本市役所第二応接室】

イ 出席委員（五十音順）

板倉章委員、大竹美奈子委員、金井俊道委員、澤田若菜委員、  
中野嘉勝委員、古川智史委員、三好規正委員、山本綾子委員

## (2) 選定審査の方法

### ア 書類審査

団体からの申請書類について、施設所管課の観光プロモーション課長から下記の報告を受け、質疑を行いました。

(ア) 募集要項に定める申請資格等を満たしていること。

(イ) 選定審査基準（別紙1）に基づく一次評価

### イ 団体によるプレゼンテーション及び質疑応答

団体に対し、あらかじめ選定審議会への出席を求め、団体から提案内容等についての説明を受けた後、質疑を行いました。

### ウ 一次評価

申請書類、観光プロモーション課による一次評価結果報告を基に、選定審査基準に掲げる審査項目について評価を行いました。

### エ 二次評価

団体のプレゼンテーション及び質疑応答に対して、選定審査基準に掲げる審査項目について評価を行いました。

### オ 最終審議

一次評価、二次評価で得られた評価結果を踏まえ、総合的な観点から協議し、応募者を候補者として選定しました。

なお、評価表の作成は、採点要領（別紙2）に基づき行いました。

## 6 選定結果

指定管理者候補者 美ヶ原観光組合

## 7 選定結果の概要

応募団体名		美ヶ原観光組合	
区分	配点等		
<b>一次評価</b>	<b>100</b>	<b>58.00</b>	
大項目	適正	適／否	適
	団体の管理能力	30	15.20
	施設の運営	45	20.30
	経済性	25	22.50
<b>二次評価</b>	<b>16</b> (2点×8人)	<b>8.55</b>	
<b>合計</b>	<b>116</b>	<b>66.55</b>	

※ 施設分類・・・【Ba】事業実施型×稼働率重視

※ 団体の審査評価総括表は、別紙3のとおりです。

## 8 審議講評

美ヶ原観光組合は、当該施設の現指定管理者として安定した管理運営実績を有しており、組合構成員も類似施設を多数運営している実績が評価されました。また、地域住民や地元関係団体との連携に関する具体的な提案や、利用促進に向けた広報の見直し、周辺観光施設を周遊させる観光振興の取組みも評価されました。

審議の結果、指定管理者候補者として、美ヶ原観光組合を選定しました。

以上

(別紙 1)

松本市三城いこいの広場  
指定管理者選定審査基準

施設分類
【Ba】事業実施型×稼働率重視

I 一次評価（書類審査）

大項目	中項目	事業計画書項目	審査基準	配点等	事業計画書配点等	中項目配点	大項目配点		
適性	管理基準への対応	市民の平等利用	1 市民の平等利用の確保に対する考え方及び方策	適/否	適/否	適/否	適/否		
		経営理念等	2 公共の仕事という倫理性の認識があり、経営理念、方針は指定管理者として相応しいか	適/否	適/否				
		職員の労働条件	3 労働関係法令等を遵守し、業務従事者の適正な労働条件を確保しているか	適/否	適/否				
		危機管理対策	4 災害時や緊急時等に適切な対応がとれる体制となっているか	適/否	適/否				
			5 指定管理者の責に帰すべき事由による損害賠償等のリスクに対応できるか	適/否	適/否				
		個人情報保護等の管理	6 個人情報等や業務上知り得た秘密の保護についての適切な管理体制	適/否	適/否				
		情報公開	7 情報公開や監査請求に対する考え方	適/否	適/否				
団体の管理能力	団体の概要	主たる業務内容 従業員数、経営実績	8 団体の経営状況は良好であり、経営の安定性を欠く点はないか	5	8	8	30		
			9 当該施設管理運営をサポート・バックアップする体制はあるか	1					
		類似施設・関連業務等の実績	10 類似施設（当該施設を含む）や関連業務の管理運営実績はあるか	2					
	管理運営	管理運営方針	11 市が示す施設運営方針を理解し、仕様書に示す業務を適切に行うことができるか	3	5	22			
			12 市や関係団体等と緊密に連携し、責任を持って事業に取り組む姿勢があるか	2					
		組織・体制	13 職員体制や配置人員は適切であるか	3	6				
			14 現場責任者、有資格者の配置、指揮系統や責任権限は適切であるか	3					
		働き方改革の推進	15 働き方改革を進めるために具体的な取組みが行われているか	1	1				
		職員研修・人材育成	16 職員研修計画や業務指導に関する方針は示されているか	2	2				
			経理及び事務処理等	17 会計処理の基準等に基づき、適正に事務処理ができるか	2			6	
				18 業務の第三者委託の範囲、理由、委託先に対する考え方は適当であるか	2				
		19 業務報告や事業報告を適切に作成することができるか	2						
		安全管理	20 事故防止等の安全対策は明確で、職員の教育・訓練の実施計画はあるか	2	2				
	施設の運営	施設の運営	管理運営希望理由	21 施設の設置目的、業務等を的確に理解し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか	3	11		16	
			業務内容	22 管理区域、業務範囲を的確に把握し、管理運営業務を適切に行うことができるか	4				
				23 施設の設置目的に合致し、施設の効用が最大限発揮される内容となっているか	4				
				24 年間の事業量を適切に把握し、実行できる計画内容になっているか	3				
		地域との連携	25 地域の住民や団体等との連携に積極的に取り組む姿勢があるか	2	2				
		利用者への対応	利用促進	26 施設の利用率の向上を図る方策等があるか	3	3		14	45
			利用者サービス向上	27 利用者の利便性や満足度を高めるための方策が講じられているか	3	3			
障害者等への配慮			28 障害者、子ども、高齢者等の利用に配慮した提案がなされているか	2	2				
苦情・要望への対応			29 利用者の苦情や要望、意見等に適切に対応できるか	3	3				
セルフモニタリング			30 セルフモニタリングの具体的な方法を定めているか	3	3				
環境対策		環境への配慮	31 エネルギー削減等について具体的な目標を定め、その達成に向けた取組みが講じられているか	1	1	1			
自主事業		自主事業計画	32 サービスの向上につながり、かつ実施可能な計画であるか	2	4	4			
			33 必要な経費を計上し、バランスのとれた収支計画となっているか	2					
特記事項		特記事項への対応	34 募集要項における特記事項について考慮されているか	2	2	2			
観光施設としての対応	観光振興の取組み	35 観光事業の振興を図る方策等があるか	8	8	8				
経済性	経済性	経費節減・業務効率化	36 経費節減や業務効率化を継続的に提供する方策等はあるか	3	25	25	25		
		事業計画書及び収支予算書	37 施設の管理運営にかかる経費が適正に見込まれ、収支のバランスがとれているか	2					
		提案価格	38 配点×（最低提案価格/当該提案価格）	20					
【一次評価】評価基準点合計点				100	100	100	100		

II 二次評価（プレゼンテーション及び質疑応答評価）

区分	審査基準	配点等
プレゼンテーションに対する評価	1 事業計画及び提案価格に実行性が感じられるか	0.5/委員1人
	2 施設の有効活用に創意工夫が認められるか	0.5/委員1人
	3 指定管理者となる熱意や意欲が感じられるか	0.5/委員1人
	4 質疑応答での回答は明確であったか	0.5/委員1人
【二次評価】評価基準点合計点		2/委員1人

(別紙 2)

## 松本市公の施設指定管理者選定審議会における採点要領

### I 採点

採点	係数	評価
A	1.0	特に優れている
B	0.7	優れている
C	0.5	標準を満たしている
D	0.3	劣る
E	0.0	特に劣る

### II 採点方法

- 1 一次評価の採点は、施設所管課による評価をもとに、委員の協議により行う。
- 2 二次評価は、出席委員全員が評価・採点して評価表に記入し、その合計点を算出して二次評価得点とする。

【一次評価、二次評価共通】

- 3 採点は、審査基準に基づき、団体ごとに行う。
- 4 採点は、「標準」に対する5段階評価とし、各項目の配点にA～Eの係数を乗じて点数化する。
- 5 点数は、小数点以下第2位まで算出する。
- 6 一次評価（基本的事項）と二次評価の合計点が第1位の団体を、指定管理者候補者とする。

【失格について】

- 7 一次評価：適否審査において、「否」と判定された項目が1つでもあれば失格とする。
- 8 一次評価：基本的事項の提案価格を除いた配点中、4割に満たない団体は失格とする。

(別紙 3)

松本市三城いこいの広場  
団体の審査評価総括表

区 分		配点	美ヶ原観光組合
一次評価	適性	適/否	適
	基本的事項	100	58.00
二次評価	プレゼンテーション等評価 (2点/委員1人)	16 (出席委員8人)	8.55
合 計		116	66.55
提案価格を除く点数(x) > 失格判定(32.0/80点)		x > 32.0	38.00

&lt;基本的事項の内訳&gt;

大項目	中項目	事業計画書項目	配点	美ヶ原観光組合
団体の管理能力	団体の概要	主たる業務内容、従業員数、経営実績	6	3.00
		類似施設・関連業務等の実績	2	1.40
	管理運営	管理運営方針	5	2.50
		組織・体制	6	3.00
		働き方改革の推進	1	0.30
		職員研修・人材育成	2	1.00
		経理及び事務処理等	6	3.00
		安全管理	2	1.00
施設の運営	施設の運営	管理運営希望理由	3	1.50
		業務内容	11	4.70
		地域との連携	2	1.00
	利用者への対応	利用促進	3	1.50
		利用者サービス向上	3	1.50
		障害者等への配慮	2	0.60
		苦情・要望への対応	3	1.50
		セルフモニタリング	3	0.90
	環境対策	環境への配慮	1	0.50
	自主事業	自主事業計画	4	2.00
	特記事項	特記事項への対応	2	0.60
観光施設としての対応	観光振興の取組み	8	4.00	
経済性	経済性	経費節減・業務効率化	3	1.50
		事業計画書及び収支予算書	2	1.00
		提案価格	20	20.00
基本的事項合計			100	58.00
提案価格 (5年間総額:円)				8,040,000

&lt;二次評価:プレゼンテーション等評価の内訳&gt;

評価項目	配点	美ヶ原観光組合
事業計画及び提案価格に実行性が感じられるか	4	2.25
施設の有効活用に創意工夫が認められるか	4	1.90
指定管理者となる熱意や意欲が感じられるか	4	2.45
質疑応答での回答は明確であったか	4	1.95
プレゼンテーション等評価合計	16	8.55

松本市竜島温泉施設  
指定管理者候補者選定審議結果報告書

令和3年11月

松本市公の施設指定管理者選定審議会

松本市竜島温泉施設（温泉入浴施設・温泉自動販売機）の  
指定管理者の候補者選定に係る審議結果について

松本市では、松本市竜島温泉施設（温泉入浴施設・温泉自動販売機）の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2及び松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第3条に基づき、指定管理者を募集したところ1団体（以下「応募者」という。）から応募がありました。

松本市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、応募者について提出書類と応募者のプレゼンテーション及び質疑応答を基に、総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定しましたので、その結果について次のとおり報告します。

令和3年11月16日

松本市長 臥雲 義尚 様

松本市公の施設指定管理者選定審議会

会長 山本 綾子

## 1 施設の名称

松本市竜島温泉施設（温泉入浴施設・温泉自動販売機）

## 2 主な募集条件

### (1) 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

### (2) 管理経費

利用料金制独立採算方式（納付金あり）

納付額は収益（自主事業を除く。）の2分の1と減価償却費を比較し低い方を納めるものとし、1円未満は切り捨てとする。

### (3) 管理運営方針

ア 松本市竜島温泉施設条例並びに各条例施行規則等に基づく管理運営

イ 市民等の福祉の増進と観光事業の振興を目的とした管理運営

ウ 公の施設としての役割を十分に認識した公平な管理運営（特定の者に有利、あるいは不利になる運営の排除）

エ 多様化する住民、顧客ニーズに効果的・効率的に対応し、創意工夫のうえ、質の高いサービスの提供、利用者へのサービスの向上を行いながら、収支の均衡がとれた管理運営

オ 利用者、地域住民及び観光団体等との良好な関係維持

### (4) 特記事項

ア 現在、施設の管理運営に従事する職員で、今後も継続して勤務を希望する職員については、事業の安定性及び継続性を図る観点から、なるべく継続して雇用すること。

イ 市に対して納付金を支払うこととする。納付額は収益（自主事業を除く。）の2分の1以上とする。

ウ 木質チップボイラーの維持管理（保守点検）に関する業務及び経費については、指定管理者の負担とする。突発的に発生する破損等、修繕費に関しては、リスク分担表によるものとする。

## 3 募集の主な経過

- |                         |      |        |       |
|-------------------------|------|--------|-------|
| (1) 募集要項の配布開始、ホームページ掲載等 | 令和3年 | 7月     | 1日    |
| (2) 説明会                 | 令和3年 | 7月     | 16日   |
| (3) 質問受付                | 令和3年 | 7月19日～ | 7月26日 |
| (4) 質問回答                | 令和3年 | 8月     | 3日    |
| (5) 申請書類提出締切            | 令和3年 | 8月     | 19日   |

## 4 指定管理者応募団体名

株式会社奥原造園（以下「奥原造園」という。）

代表者 代表取締役 奥原 正司

所在地 松本市波田3821番地

設立年 昭和60年

従業員数 23人

資本金 30,000千円

主たる業務 松本市竜島温泉施設の運営・維持管理、造園・土木・とび土工・舗装・水道施設・森林整備

## 5 選定審議の内容

### (1) 選定審議会を開催

#### ア 開催日

令和3年10月13日（水）【於：松本市役所第二応接室】

#### イ 出席委員（五十音順）

板倉章委員、大竹美奈子委員、金井俊道委員、澤田若菜委員、  
中野嘉勝委員、古川智史委員、三好規正委員、山本綾子委員

### (2) 選定審査の方法

#### ア 書類審査

団体からの申請書類について、施設所管課の観光プロモーション課長から下記の報告を受け、質疑を行いました。

(ア) 募集要項に定める申請資格等を満たしていること。

(イ) 選定審査基準（別紙1）に基づく一次評価

#### イ 団体によるプレゼンテーション及び質疑応答

団体に対し、あらかじめ選定審議会への出席を求め、団体から提案内容等についての説明を受けた後、質疑を行いました。

#### ウ 一次評価

申請書類、観光プロモーション課による一次評価結果報告を基に、選定審査基準に掲げる審査項目について評価を行いました。

#### エ 二次評価

団体のプレゼンテーション及び質疑応答に対して、選定審査基準に掲げる審査項目について評価を行いました。

#### オ 最終審議

一次評価、二次評価で得られた評価結果を踏まえ、総合的な観点から協議し、応募者を候補者として選定しました。

なお、評価表の作成は、採点要領（別紙2）に基づき行いました。

## 6 選定結果

指定管理者候補者 奥原造園

## 7 選定結果の概要

応募団体名		奥原造園	
区分	配点等		
一次評価	100	60.10	
大項目	適正	適/否	適
	団体の管理能力	30	13.10
	施設の運営	45	24.50
	経済性	25	22.50
二次評価	16 (2点×8人)	11.35	
合計	116	71.45	

※ 施設分類・・・【Ba】事業実施型×稼働率重視

※ 団体の審査評価総括表は、別紙3のとおりです。

## 8 審議講評及び付帯意見

奥原造園は、当該施設が、住民の地域活動の拠点であると同時に、乗鞍・上高地と市街地を往来する観光客にとっても好立地の施設であることを理解し、施設の管理にとどまらず、造園業のノウハウを生かした多様な自主事業計画を積極的に提案し、地域の活性化に寄与しようとする姿勢が高く評価されました。また、障害者等への配慮に加え、情報提供の充実を図る提案や、温泉療養指導士及び温泉保養士上級資格を取得したスタッフ2名を配置するなど、竜島温泉の特性と正しい入浴法の啓蒙や入浴事故回避に努めている点等も評価されました。

審議の結果、奥原造園を指定管理者候補者として選定しました。

最後に、指定管理者候補者への委員の付帯意見は以下のとおりです。

- ・ 早期の収支均衡を目指して管理運営に取り組まれない。

以 上

(別紙 1)

松本市竜島温泉施設(温泉入浴施設・温泉自動販売機)  
指定管理者選定審査基準

施設分類
【Ba】事業実施型×稼働率重視

I 一次評価(書類審査)

大項目	中項目	事業計画書項目	審査基準	配点等	事業計画書配点等	中項目配点	大項目配点		
適性	管理基準への対応	市民の平等利用	1 市民の平等利用の確保に対する考え方及び方策	適/否	適/否	適/否	適/否		
		経営理念等	2 公共の仕事という倫理性の認識があり、経営理念、方針は指定管理者として相応しいか	適/否	適/否				
		職員の労働条件	3 労働関係法令等を遵守し、業務従事者の適正な労働条件を確保しているか	適/否	適/否				
		危機管理対策	4 災害時や緊急時等に適切な対応がとれる体制となっているか	適/否	適/否				
			5 指定管理者の責に帰すべき事由による損害賠償等のリスクに対応できるか	適/否	適/否				
		個人情報保護等の管理	6 個人情報等や業務上知り得た秘密の保護についての適切な管理体制	適/否	適/否				
		情報公開	7 情報公開や監査請求に対する考え方	適/否	適/否				
団体の管理能力	団体の概要	主たる業務内容 従業員数、経営実績	8 団体の経営状況は良好であり、経営の安定性を欠く点はないか	5	8	8	30		
			9 当該施設管理運営をサポート・バックアップする体制はあるか	1					
		類似施設・関連業務等の実績	10 類似施設(当該施設を含む)や関連業務の管理運営実績はあるか	2					
	管理運営	管理運営方針	11 市が示す施設運営方針を理解し、仕様書に示す業務を適切に行うことができるか	3	5	22			
			12 市や関係団体等と緊密に連携し、責任を持って事業に取り組む姿勢があるか	2					
		組織・体制	13 職員体制や配置人員は適切であるか	3	6				
			14 現場責任者、有資格者の配置、指揮系統や責任権限は適切であるか	3					
		働き方改革の推進	15 働き方改革を進めるために具体的な取組みが行われているか	1	1				
		職員研修・人材育成	16 職員研修計画や業務指導に関する方針は示されているか	2	2				
			経理及び事務処理等	17 会計処理の基準等に基づき、適正に事務処理ができるか	2			6	
				18 業務の第三者委託の範囲、理由、委託先に対する考え方は適当であるか	2				
		19 業務報告や事業報告を適切に作成することができるか	2						
		安全管理	20 事故防止等の安全対策は明確で、職員の教育・訓練の実施計画はあるか	2	2				
	施設の運営	施設の運営	管理運営希望理由	21 施設の設置目的、業務等を的確に理解し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか	3	11		16	
			業務内容	22 管理区域、業務範囲を的確に把握し、管理運営業務を適切に行うことができるか	4				
				23 施設の設置目的に合致し、施設の効用が最大限発揮される内容となっているか	4				
				24 年間の事業量を適切に把握し、実行できる計画内容になっているか	3				
		地域との連携	25 地域の住民や団体等との連携に積極的に取り組む姿勢があるか	2	2				
		利用者への対応	利用促進	26 施設の利用率の向上を図る方策等があるか	3	3		14	45
			利用者サービス向上	27 利用者の利便性や満足度を高めるための方策が講じられているか	3	3			
障害者等への配慮			28 障害者、子ども、高齢者等の利用に配慮した提案がなされているか	2	2				
苦情・要望への対応			29 利用者の苦情や要望、意見等に適切に対応できるか	3	3				
セルフモニタリング			30 セルフモニタリングの具体的な方法を定めているか	3	3				
環境対策		環境への配慮	31 エネルギー削減等について具体的な目標を定め、その達成に向けた取組みが講じられているか	1	1	1			
自主事業		自主事業計画	32 サービスの向上につながり、かつ実施可能な計画であるか	2	4	4			
			33 必要な経費を計上し、バランスのとれた収支計画となっているか	2					
特記事項	特記事項への対応	34 募集要項における特記事項について考慮されているか	2	2	2				
観光施設としての対応	観光振興の取組み	35 観光事業の振興を図る方策等があるか	8	8	8				
経済性	経済性	経費節減・業務効率化	36 経費節減や業務効率化を継続的に提供する方策等はあるか	3	25	25	25		
		事業計画書及び収支予算書	37 施設の管理運営にかかる経費が適正に見込まれ、収支のバランスがとれているか	2					
		提案価格	38 配点×(最低提案価格/当該提案価格)	20					
【一次評価】評価基準点合計点				100	100	100	100		

II 二次評価(プレゼンテーション及び質疑応答評価)

区分	審査基準	配点等
プレゼンテーションに対する評価	1 事業計画及び提案価格に実行性が感じられるか	0.5/委員1人
	2 施設の有効活用に創意工夫が認められるか	0.5/委員1人
	3 指定管理者となる熱意や意欲が感じられるか	0.5/委員1人
	4 質疑応答での回答は明確であったか	0.5/委員1人
【二次評価】評価基準点合計点		2/委員1人

(別紙 2)

## 松本市公の施設指定管理者選定審議会における採点要領

### I 採点

採点	係数	評価
A	1.0	特に優れている
B	0.7	優れている
C	0.5	標準を満たしている
D	0.3	劣る
E	0.0	特に劣る

### II 採点方法

- 1 一次評価の採点は、施設所管課による評価をもとに、委員の協議により行う。
- 2 二次評価は、出席委員全員が評価・採点して評価表に記入し、その合計点を算出して二次評価得点とする。

【一次評価、二次評価共通】

- 3 採点は、審査基準に基づき、団体ごとに行う。
- 4 採点は、「標準」に対する5段階評価とし、各項目の配点にA～Eの係数を乗じて点数化する。
- 5 点数は、小数点以下第2位まで算出する。
- 6 一次評価（基本的事項）と二次評価の合計点が第1位の団体を、指定管理者候補者とする。

【失格について】

- 7 一次評価：適否審査において、「否」と判定された項目が1つでもあれば失格とする。
- 8 一次評価：基本的事項の提案価格を除いた配点中、4割に満たない団体は失格とする。

(別紙 3)

松本市竜島温泉施設(温泉入浴施設・温泉自動販売機)  
団体の審査評価総括表

区 分		配点	奥原造園
一次評価	適性	適/否	適
	基本的事項	100	60.10
二次評価	プレゼンテーション等評価 (2点/委員1人)	16 (出席委員8人)	11.35
合 計		116	71.45
提案価格を除く点数(x)>失格判定(36.0/80点)		x>32.0	40.10

&lt;基本的事項の内訳&gt;

大項目	中項目	事業計画書項目	配点	奥原造園
団体の管理能力	団体の概要	主たる業務内容、従業員数、経営実績	6	0.50
		類似施設・関連業務等の実績	2	1.00
	管理運営	管理運営方針	5	3.10
		組織・体制	6	3.00
		働き方改革の推進	1	0.50
		職員研修・人材育成	2	1.00
		経理及び事務処理等	6	3.00
		安全管理	2	1.00
施設の運営	施設の運営	管理運営希望理由	3	2.10
		業務内容	11	5.50
		地域との連携	2	1.00
	利用者への対応	利用促進	3	1.50
		利用者サービス向上	3	1.50
		障害者等への配慮	2	1.40
		苦情・要望への対応	3	1.50
		セルフモニタリング	3	2.10
	環境対策	環境への配慮	1	0.50
	自主事業	自主事業計画	4	2.40
	特記事項	特記事項への対応	2	1.00
観光振興	観光事業の振興	8	4.00	
経済性	経済性	経費節減・業務効率化	3	1.50
		事業計画書及び収支予算書	2	1.00
		提案価格	20	20.00
基本的事項合計			100	60.10
提案価格 (5年間総額:円)				—

&lt;二次評価:プレゼンテーション等評価の内訳&gt;

評価項目	配点	奥原造園
事業計画及び提案価格に実行性が感じられるか	4	2.20
施設の有効活用に創意工夫が認められるか	4	3.05
指定管理者となる熱意や意欲が感じられるか	4	3.40
質疑応答での回答は明確であったか	4	2.70
プレゼンテーション等評価合計	16	11.35

松本市庄内屋内プール、松本市庄内トレーニングルーム  
指定管理者候補者選定審議結果報告書

令和3年11月

松本市公の施設指定管理者選定審議会

松本市庄内屋内プール、松本市庄内トレーニングルームの  
指定管理者の候補者選定に係る審議結果について

松本市では、松本市庄内屋内プール・松本市庄内トレーニングルームの管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2及び松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第3条に基づき、指定管理者を募集したところ1団体（以下「応募者」という。）から応募がありました。

松本市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、応募者について提出書類と応募者のプレゼンテーション及び質疑応答を基に、総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定しましたので、その結果について次のとおり報告します。

令和3年11月16日

松本市長 臥雲 義尚 様

松本市公の施設指定管理者選定審議会

会長 山本 綾子

## 1 施設の名称

松本市庄内屋内プール、庄内トレーニングルーム

## 2 主な募集条件

### (1) 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

### (2) 管理経費

利用料金制委託料併用方式

指定期間中の委託料上限額 390,400千円

### (3) 管理運営方針

市民のスポーツ振興と心身の健全な発達と健康増進を図ることを目的とする。

ア 指定管理対象施設の設置目的に基づき管理運営を行うこと。

イ 市民の健康の増進を目的として設置された公の施設としての役割を十分に認識し、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体や個人等に有利に、あるいは不利になるような運営を行わないこと。

ウ 施設の設置目的を最大限に発揮することを目指し、適切な管理運営に努めること。

エ 多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応できるよう、創意工夫のうえ、質の高いサービスの提供に努め、利用者へのサービスの向上を図るとともに、経費削減等の効率的な管理運営に努めること。

オ 利用者等の意見・要望を管理運営に反映させること。

カ 施設利用者の安全確保を第一とし、また、利用者が快適に利用できるよう、各種設備の適切な保守点検を行うこと。

キ 屋内プールについて、プールの安全標準指針（平成19年3月文部科学省・国土交通省）、長野県遊泳用プール指導要綱（平成20年3月31日告示第219号）及び遊泳用プールの衛生基準（平成19年5月28日健発第0528003号厚生労働省健康局長）等に基づき、適切な維持管理に努めること。

ク 施設の円滑な運営はもちろんのこと、緑地、駐車場等についても、常に環境美化（除草、清掃、樹木管理を含む。）に努めること。

ケ 利用者、地域住民等と良好な関係を維持すること。

コ 個人情報の保護について、十分配慮すること。

### (4) 特記事項

ア 松本市庄内屋内プール及び松本市庄内トレーニングルームを一体的に管理することを条件とする。

イ ゆめひろば庄内にある施設のうち、次の施設は指定管理業務の対象としない。

(ア) 庄内地区公民館（ゆめひろば庄内1階）

(イ) 庄内体育館（ゆめひろば庄内3・4階）

ウ 現在の管理運営に従事する職員で、今後も継続して勤務を希望する職員については、事業の安定性及び継続性などを図る観点から、なるべく継続雇用すること。

エ プールの適切かつ円滑な管理運営を行うため、管理責任者及び衛生管理者を配置すること。

オ トレーニングルームの適切かつ円滑な管理運営を行うため、トレーニングルーム指導員を配置すること。

- カ 令和4年度に庄内屋内プール非構造部材耐震化工事を計画しています。  
 ※ 工事に際し、5か月程の休館を予定。実施時期、期間等については、実施が決定し、詳細が決まり次第協議します。
- キ ゆめひろば庄内は、災害時の指定避難所及び指定緊急避難場所に指定されています。
- ク 敷地内は全面禁煙です。

### 3 募集の主な経過

- |                         |      |        |       |
|-------------------------|------|--------|-------|
| (1) 募集要項の配布開始、ホームページ掲載等 | 令和3年 | 7月     | 1日    |
| (2) 説明会                 | 令和3年 | 7月     | 9日    |
| (3) 質問受付                | 令和3年 | 7月10日～ | 7月16日 |
| (4) 質問回答                | 令和3年 | 7月28日  |       |
| (5) 申請書類提出締切            | 令和3年 | 8月19日  |       |

### 4 指定管理者応募団体名

ゆめひろば庄内運営企業体

代表団体	株式会社スポーツプラザ報徳	代表取締役	安藤 博二
所在地	神奈川県小田原市堀之内458番地		
共同体構成団体	株式会社スポーツプラザ報徳、株式会社サン		
従業員数	1,978人(共同体従業員数)		
資本金	130,000千円(共同体合計金額)		
主たる業務	ゆめひろば庄内複合施設管理運営業務		

### 5 選定審議の内容

#### (1) 選定審議会を開催

ア 開催日

令和3年9月27日(月)【於：松本市役所第一応接室】

イ 出席委員(五十音順)

板倉章委員、大竹美奈子委員、金井俊道委員、澤田若菜委員、  
中野嘉勝委員、三好規正委員、山本綾子委員

#### (2) 選定審査の方法

ア 書類審査

団体からの申請書類について、施設所管部の文化観光部長同席の下、  
スポーツ推進課長から下記の報告を受け、質疑を行いました。

(ア) 募集要項に定める申請資格等を満たしていること。

(イ) 選定審査基準(別紙1)に基づく一次評価

イ 団体によるプレゼンテーション及び質疑応答

団体に対し、あらかじめ選定審議会への出席を求め、団体から提案内容等についての説明を受けた後、質疑を行いました。

ウ 一次評価

申請書類、スポーツ推進課による一次評価結果報告を基に、選定審査基準に掲げる審査項目について評価を行いました。

エ 二次評価

団体のプレゼンテーション及び質疑応答に対して、選定審査基準に掲げる審査項目について評価を行いました。

#### オ 最終審議

一次評価、二次評価で得られた評価結果を踏まえ、総合的な観点から協議し、応募者を候補者として選定しました。

なお、評価表の作成は、採点要領（別紙2）に基づき行いました。

#### 6 選定結果

指定管理者候補者 ゆめひろば庄内運営企業体

#### 7 選定結果の概要

応募団体名		ゆめひろば庄内 運営企業体	
区分	配点等		
一次評価		100	61.80
大項目	適正	適/否	適
	団体の管理能力	30	15.20
	施設の運営	45	24.10
	経済性	25	22.50
二次評価		14 (2点×7人)	9.40
合計		114	71.20

※ 施設分類・・・【Ba】事業実施型×稼働率重視

※ 団体の審査評価総括表は、別紙3のとおりです。

#### 8 審議講評及び付帯意見

ゆめひろば庄内運営企業体は、代表団体が、市内で複数のプール施設を管理しており、バックアップ体制が整っている点、市内及び他自治体における温水プール及びトレーニング室の管理運営実績が豊富である点が、高く評価されました。また、仕様書に示した要員配置に加えて設備管理員を配置するなど、設備の維持管理を強化する組織体制の提案、トレーニング機器や屋内プール更衣室ロッカーのリニューアルにより利用者サービスの向上を図る提案等も高く評価されました。

審議の結果、指定管理者候補者として、ゆめひろば庄内運営企業体を選定しました。

最後に、指定管理者候補者への委員の付帯意見は以下のとおりです。

- ・ 「新たな日常」への対応を進め、団体の収支状況の改善を図られたい。

以上

(別紙 1)

松本市庄内屋内プール、松本市庄内トレーニングルーム  
指定管理者選定審査基準

施設分類
【Ba】事業実施型×稼働率重視

I 一次評価（書類審査）

大項目	中項目	事業計画書項目	審査基準	配点等	事業計画書 配点等	中項目 配点	大項目 配点		
適性	管理基準への 対応	市民の平等利用	1 市民の平等利用の確保に対する考え方及び方策	適/否	適/否	適/否	適/否		
		経営理念等	2 公共の仕事という倫理性の認識があり、経営理念、方針は指定管理者として相応しいか	適/否	適/否				
		職員の労働条件	3 労働関係法令等を遵守し、業務従事者の適正な労働条件を確保しているか	適/否	適/否				
		危機管理対策	4 災害時や緊急時等に適切な対応がとれる体制となっているか	適/否	適/否				
			5 指定管理者の責に帰すべき事由による損害賠償等のリスクに対応できるか	適/否	適/否				
		個人情報保護等の管理	6 個人情報等や業務上知り得た秘密の保護についての適切な管理体制	適/否	適/否				
		情報公開	7 情報公開や監査請求に対する考え方	適/否	適/否				
団体の 管理 能力	団体の概要	主たる業務内容 従業員数、経営実績	8 団体の経営状況は良好であり、経営の安定性を欠く点はないか	5	8	8	30		
			9 当該施設管理運営をサポート・バックアップする体制はあるか	1					
		類似施設・関連業務等の実績	10 類似施設（当該施設を含む）や関連業務の管理運営実績はあるか	2					
	管理運営	管理運営方針	11 市が示す施設運営方針を理解し、仕様書に示す業務を適切に行うことができるか	3	5	22			
			12 市や関係団体等と緊密に連携し、責任を持って事業に取り組む姿勢があるか	2					
		組織・体制	13 職員体制や配置人員は適切であるか	3	6				
			14 現場責任者、有資格者の配置、指揮系統や責任権限は適切であるか	3					
		働き方改革の推進	15 働き方改革を進めるために具体的な取組みが行われているか	1	1				
		職員研修・人材育成	16 職員研修計画や業務指導に関する方針は示されているか	2	2				
			経理及び事務処理等	17 会計処理の基準等に基づき、適正に事務処理ができるか	2			4	
				18 業務の第三者委託の範囲、理由、委託先に対する考え方は適当であるか	1				
		19 業務報告や事業報告を適切に作成することができるか	1						
		安全管理	20 事故防止等の安全対策は明確で、職員の教育・訓練の実施計画はあるか	4	4				
	基本 的事 項	施設の運営	管理運営希望理由	21 施設の設置目的、業務等を的確に理解し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか	3	11		16	
			業務内容	22 管理区域、業務範囲を的確に把握し、管理運営業務を適切に行うことができるか	4				
				23 施設の設置目的に合致し、施設の効用が最大限発揮される内容となっているか	4				
				24 年間の事業量を適切に把握し、実行できる計画内容になっているか	3				
		地域との連携	25 地域の住民や団体等との連携に積極的に取り組む姿勢があるか	2	2				
		利用者への 対応	利用促進	26 施設の利用率の向上を図る方策等があるか	4	4		18	45
			利用者サービス向上	27 利用者の利便性や満足度を高めるための方策が講じられているか	4	4			
障害者等への配慮			28 障害者、子ども、高齢者等の利用に配慮した提案がなされているか	3	3				
苦情・要望への対応			29 利用者の苦情や要望、意見等に適切に対応できるか	4	4				
セルフモニタリング			30 セルフモニタリングの具体的な方法を定めているか	3	3				
環境対策		環境への配慮	31 エネルギー削減等について具体的な目標を定め、その達成に向けた取組みが講じられているか	1	1	1			
自主事業		自主事業計画	32 サービスの向上につながり、かつ実施可能な計画であるか	2	4	4			
			33 必要な経費を計上し、バランスのとれた収支計画となっているか	2					
特記事項	特記事項への対応	34 募集要項における特記事項について考慮されているか	2	2	2				
複合施設の管理運営	施設の有効利用	35 複合施設である点を考慮し、施設の有効利用を図る提案がなされているか	4	4	4				
経済 性	経済性	経費節減・業務効率化	36 経費節減や業務効率化を継続的に提供する方策等はあるか	3	25	25	25		
		事業計画書及び収支予算書	37 施設の管理運営にかかる経費が適正に見込まれ、収支のバランスがとれているか	2					
		提案価格	38 配点×（最低提案価格/当該提案価格）	20					
【一次評価】評価基準点合計点				100	100	100	100		

II 二次評価（プレゼンテーション及び質疑応答評価）

区分	審査基準	配点等
プレゼンテーションに対する評価	1 事業計画及び提案価格に実行性が感じられるか	0.5/委員1人
	2 施設の有効活用に創意工夫が認められるか	0.5/委員1人
	3 指定管理者となる熱意や意欲が感じられるか	0.5/委員1人
	4 質疑応答での回答は明確であったか	0.5/委員1人
【二次評価】評価基準点合計点		2/委員1人

(別紙 2)

## 松本市公の施設指定管理者選定審議会における採点要領

### I 採点

採点	係数	評価
A	1.0	特に優れている
B	0.7	優れている
C	0.5	標準を満たしている
D	0.3	劣る
E	0.0	特に劣る

### II 採点方法

- 1 一次評価の採点は、施設所管課による評価をもとに、委員の協議により行う。
- 2 二次評価は、出席委員全員が評価・採点して評価表に記入し、その合計点を算出して二次評価得点とする。

【一次評価、二次評価共通】

- 3 採点は、審査基準に基づき、団体ごとに行う。
- 4 採点は、「標準」に対する5段階評価とし、各項目の配点にA～Eの係数を乗じて点数化する。
- 5 点数は、小数点以下第2位まで算出する。
- 6 一次評価（基本的事項）と二次評価の合計点が第1位の団体を、指定管理者候補者とする。

【失格について】

- 7 一次評価：適否審査において、「否」と判定された項目が1つでもあれば失格とする。
- 8 一次評価：基本的事項の提案価格を除いた配点中、4割に満たない団体は失格とする。

(別紙 3)

松本市庄内屋内プール、松本市庄内トレーニングルーム  
団体の審査評価総括表

区 分		配点	ゆめひろば庄内運営企業体
一次評価	適性	適/否	適
	基本的事項	100	61.80
二次評価	プレゼンテーション等評価 (2点/委員1人)	14 (出席委員7人)	9.40
合 計		114	71.20
提案価格を除く点数(x)>失格判定(32.0/80点)		x>32.0	41.80

&lt;基本的事項の内訳&gt;

大項目	中項目	事業計画書項目	配点	ゆめひろば庄内運営企業体
団体の管理能力	団体の概要	主たる業務内容、従業員数、経営実績	6	2.20
		類似施設・関連業務等の実績	2	1.40
	管理運営	管理運営方針	5	2.50
		組織・体制	6	3.60
		働き方改革の推進	1	0.50
		職員研修・人材育成	2	1.00
		経理及び事務処理等	4	2.00
		安全管理	4	2.00
施設の運営	施設の運営	管理運営希望理由	3	1.50
		業務内容	11	5.50
		地域との連携	2	1.00
	利用者への対応	利用促進	4	2.80
		利用者サービス向上	4	2.80
		障害者等への配慮	3	1.50
		苦情・要望への対応	4	2.00
		セルフモニタリング	3	1.50
	環境対策	環境への配慮	1	0.50
	自主事業	自主事業計画	4	2.00
	特記事項	特記事項への対応	2	1.00
	複合施設の管理運営	施設の有効利用	4	2.00
経済性	経済性	経費節減・業務効率化	3	1.50
		事業計画書及び収支予算書	2	1.00
		提案価格	20	20.00
基本的事項合計			100	61.80
提案価格 (5年間総額:円)				379,783,363

&lt;二次評価:プレゼンテーション等評価の内訳&gt;

評価項目	配点	ゆめひろば庄内運営企業体
事業計画及び提案価格に実行性が感じられるか	3.5	2.00
施設の有効活用に創意工夫が認められるか	3.5	2.20
指定管理者となる熱意や意欲が感じられるか	3.5	2.45
質疑応答での回答は明確であったか	3.5	2.75
プレゼンテーション等評価合計	14	9.40

**松本市駅前広場4施設  
指定管理者候補者選定審議結果報告書**

令和3年11月

松本市公の施設指定管理者選定審議会

松本市駅前広場4施設の  
指定管理者の候補者選定に係る審議結果について

松本市では、松本市駅前広場4施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2及び松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第3条に基づき、指定管理者を募集したところ1団体（以下「応募者」という。）から応募がありました。

松本市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、応募者について提出書類と応募者のプレゼンテーション及び質疑応答を基に、総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定しましたので、その結果について次のとおり報告します。

令和3年11月16日

松本市長 臥雲 義尚 様

松本市公の施設指定管理者選定審議会

会長 山本 綾子

## 1 施設の名称

松本市駅前広場4施設（松本駅お城口広場、松本駅アルプス口広場、北松本駅前広場、平田駅前広場）

## 2 主な募集条件

### (1) 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

### (2) 管理経費

委託料方式

指定期間中の委託料上限額 257,950千円

### (3) 管理運営方針

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを利用者に提供するとともに、地域に根ざした施設となることを目指すこと。

施設や設備を清潔に保ち、その機能と特性を十分に把握したうえで、適正かつ効率的な維持管理を行うこと。

ア 利用者の安全確保を図る。

イ 利用者への対応は、明るい笑顔で挨拶し、親切・丁寧を心がける。

ウ 利用者のニーズを常に把握し、管理運営に反映するように努める。

エ 施設内を清潔に保つとともに、管理経費の削減に努める。

オ 個人情報の保護を徹底する。

### (4) 特記事項

ア 東西自由通路を含む松本市駅前広場（松本駅お城口広場、松本駅アルプス口広場、北松本駅前広場、平田駅前広場）を一体的に管理することを条件とする。

イ 現在、松本市駅前広場の管理運営に従事する職員で、今後も継続して勤務を希望する職員については、事業の安定性及び継続性を図る観点から、なるべく継続して雇用すること。

ウ スプリンクラー設置工事 令和4年3月着工予定 令和5年3月完了予定

## 3 募集の主な経過

- |                         |      |        |       |
|-------------------------|------|--------|-------|
| (1) 募集要項の配布開始、ホームページ掲載等 | 令和3年 | 7月     | 1日    |
| (2) 説明会                 | 令和3年 | 7月     | 16日   |
| (3) 質問受付                | 令和3年 | 7月16日～ | 7月23日 |
| (4) 質問回答                | 令和3年 | 7月     | 30日   |
| (5) 申請書類提出締切            | 令和3年 | 8月     | 19日   |

## 4 指定管理者応募団体名

長野三菱電機機器販売株式会社（以下「長野三菱電機機器販売」という。）

代表者 代表取締役 折井 義尚

所在地 松本市白板1丁目7番5号

設立年 昭和34年

従業員数 146人

資本金 70,000千円

主たる業務 電気機械器具・住宅関連器具・医療用機械器具の販売並びに修理、建築一式工事に付帯する各種設備工事の請負業、公の施設の管理及び運営、駐車場及び関連施設の運営管理等

## 5 選定審議の内容

### (1) 選定審議会を開催

#### ア 開催日

令和3年10月28日(木) 【於：松本市役所第二応接室】

#### イ 出席委員(五十音順)

板倉章委員、大竹美奈子委員、金井俊道委員、澤田若菜委員、  
中野嘉勝委員、古川智史委員、山本綾子委員

### (2) 選定審査の方法

#### ア 書類審査

団体からの申請書類について、施設所管部の建設部長同席の下、維持課管理担当課長から下記の報告を受け、質疑を行いました。

(ア) 募集要項に定める申請資格等を満たしていること。

(イ) 選定審査基準(別紙1)に基づく一次評価

#### イ 団体によるプレゼンテーション及び質疑応答

団体に対し、あらかじめ選定審議会への出席を求め、団体から提案内容等についての説明を受けた後、質疑を行いました。

#### ウ 一次評価

申請書類、維持課による一次評価結果報告を基に、選定審査基準に掲げる審査項目について評価を行いました。

#### エ 二次評価

団体のプレゼンテーション及び質疑応答に対して、選定審査基準に掲げる審査項目について評価を行いました。

#### オ 最終審議

一次評価、二次評価で得られた評価結果を踏まえ、総合的な観点から協議し、応募者を候補者として選定しました。

なお、評価表の作成は、採点要領(別紙2)に基づき行いました。

## 6 選定結果

指定管理者候補者 長野三菱電機機器販売

## 7 選定結果の概要

応募団体名		長野三菱電機機器販売	
区分	配点等		
一次評価	100	66.80	
大項目	適正	適/否	適
	団体の管理能力	30	15.60
	施設の運営	35	18.70
	経済性	35	32.50
二次評価	14 (2点×7人)	7.60	
合計	114	74.40	

※ 施設分類・・・【Aa】施設管理型×稼働率重視

※ 団体の審査評価総括表は、別紙3のとおりです。

## 8 審議講評

長野三菱電機機器販売は、当該施設の現指定管理者として安定した管理運営実績を有しており、これまでのノウハウを生かした提案が評価されました。また、地域の住民や団体と協力して植栽管理や美化活動に取り組む姿勢や、サービス向上のため、管理運営に携わる係員全員が松本検定の認定証を取得していること、さらに、こまめな消灯や人感センサーの効率的な設定等によるエネルギー削減についての具体的な提案があることが高く評価されました。

審議の結果、長野三菱電機機器販売を指定管理者候補者として選定しました。

以 上

(別紙 1)

松本市駅前広場4施設  
指定管理者選定審査基準

施設分類
【Aa】施設管理型×稼働率重視

I 一次評価（書類審査）

大項目	中項目	事業計画書項目	審査基準	配点等	事業計画書 配点等	中項目 配点	大項目 配点	
適性	管理基準への対応	市民の平等利用	1 市民の平等利用の確保に対する考え方及び方策	適/否	適/否	適/否	適/否	
		経営理念等	2 公共の仕事という倫理性の認識があり、経営理念、方針は指定管理者として相応しいか	適/否	適/否			
		職員の労働条件	3 労働関係法令等を遵守し、業務従事者の適正な労働条件を確保しているか	適/否	適/否			
		危機管理対策	4 災害時や緊急時等に適切な対応がとれる体制となっているか	適/否	適/否			
			5 指定管理者の責に帰すべき事由による損害賠償等のリスクに対応できるか	適/否	適/否			
		個人情報保護等の管理	6 個人情報等や業務上知り得た秘密の保護についての適切な管理体制	適/否	適/否			
		情報公開	7 情報公開や監査請求に対する考え方	適/否	適/否			
基本的事項	団体の概要	主たる業務内容 従業員数、経営実績	8 団体の経営状況は良好であり、経営の安定性を欠く点はないか	4	8	8	30	
		類似施設・関連業務等の実績	9 当該施設管理運営をサポート・バックアップする体制はあるか	1				
			管理運営	管理運営方針				11 市が示す施設運営方針を理解し、仕様書に示す業務を適切に行うことができるか
	12 市や関係団体等と緊密に連携し、責任を持って事業に取り組む姿勢があるか	2						
	組織・体制	13 職員体制や配置人員は適切であるか		3	6			
		14 現場責任者、有資格者の配置、指揮系統や責任権限は適切であるか		3				
	働き方改革の推進	15 働き方改革を進めるために具体的な取組みが行われているか		1	1			
	職員研修・人材育成	16 職員研修計画や業務指導に関する方針は示されているか		2	2			
		経理及び事務処理等		17 会計処理の基準等に基づき、適正に事務処理ができるか	2	6		
				18 業務の第三者委託の範囲、理由、委託先に対する考え方は適当であるか	2			
	19 業務報告や事業報告を適切に作成することができるか	2						
	安全管理	20 事故防止等の安全対策は明確で、職員の教育・訓練の実施計画はあるか		2	2			
	施設の運営	施設の運営	管理運営希望理由	21 施設の設置目的、業務等を的確に理解し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか	3	11		16
			業務内容	22 管理区域、業務範囲を的確に把握し、管理運営業務を適切に行うことができるか	4			
				23 施設の設置目的に合致し、施設の効用が最大限発揮される内容となっているか	4			
				24 年間の事業量を適切に把握し、実行できる計画内容になっているか	3			
		地域との連携	25 地域の住民や団体等との連携に積極的に取り組む姿勢があるか	2	2			
		利用者への対応	利用促進	26 施設の利用率の向上を図る方策等があるか	3	3		14
			利用者サービス向上	27 利用者の利便性や満足度を高めるための方策が講じられているか	3	3		
			障害者等への配慮	28 障害者、子ども、高齢者等の利用に配慮した提案がなされているか	2	2		
苦情・要望への対応			29 利用者の苦情や要望、意見等に適切に対応できるか	3	3			
セルフモニタリング			30 セルフモニタリングの具体的方法を定めているか	3	3			
環境対策	環境への配慮	31 エネルギー削減等について具体的な目標を定め、その達成に向けた取組みが講じられているか	1	1	1			
自主事業	自主事業計画	32 サービスの向上につながり、かつ実施可能な計画であるか	1	2	2			
		33 必要な経費を計上し、バランスのとれた収支計画となっているか	1					
特記事項	特記事項への対応	34 募集要項における特記事項について考慮されているか	2	2	2			
経済性	経済性	経費節減・業務効率化	35 経費節減や業務効率化を継続的に提供する方策等はあるか	3	35	35		
		事業計画書及び収支予算書	36 施設の管理運営にかかる経費が適正に見込まれ、収支のバランスがとれているか	2				
		提案価格	37 配点×（最低提案価格/当該提案価格）	30				
【一次評価】評価基準点合計点				100	100	100	100	

II 二次評価（プレゼンテーション及び質疑応答評価）

区分	審査基準	配点等
プレゼンテーションに対する評価	1 事業計画及び提案価格に実行性が感じられるか	0.5/委員1人
	2 施設の有効活用に創意工夫が認められるか	0.5/委員1人
	3 指定管理者となる熱意や意欲が感じられるか	0.5/委員1人
	4 質疑応答での回答は明確であったか	0.5/委員1人
【二次評価】評価基準点合計点		2/委員1人

(別紙 2)

## 松本市公の施設指定管理者選定審議会における採点要領

### I 採点

採点	係数	評価
A	1.0	特に優れている
B	0.7	優れている
C	0.5	標準を満たしている
D	0.3	劣る
E	0.0	特に劣る

### II 採点方法

- 1 一次評価の採点は、施設所管課による評価をもとに、委員の協議により行う。
- 2 二次評価は、出席委員全員が評価・採点して評価表に記入し、その合計点を算出して二次評価得点とする。

【一次評価、二次評価共通】

- 3 採点は、審査基準に基づき、団体ごとに行う。
- 4 採点は、「標準」に対する5段階評価とし、各項目の配点にA～Eの係数を乗じて点数化する。
- 5 点数は、小数点以下第2位まで算出する。
- 6 一次評価（基本的事項）と二次評価の合計点が第1位の団体を、指定管理者候補者とする。

【失格について】

- 7 一次評価：適否審査において、「否」と判定された項目が1つでもあれば失格とする。
- 8 一次評価：基本的事項の提案価格を除いた配点中、4割に満たない団体は失格とする。

(別紙 3)

松本市駅前広場4施設  
団体の審査評価総括表

区 分		配点	長野三菱電機機器販売
一次評価	適性	適/否	適
	基本的事項	100	66.80
二次評価	プレゼンテーション等評価 (2点/委員1人)	14 (出席委員7人)	7.60
合 計		114	74.40
提案価格を除く点数(x)>失格判定(28.0/70点)		x>28.0	36.80

&lt;基本的事項の内訳&gt;

大項目	中項目	事業計画書項目	配点	長野三菱電機機器販売
団体の管理能力	団体の概要	主たる業務内容、従業員数、経営実績	5	2.50
		類似施設・関連業務等の実績	3	2.10
	管理運営	管理運営方針	5	2.50
		組織・体制	6	3.00
		働き方改革の推進	1	0.50
		職員研修・人材育成	2	1.00
		経理及び事務処理等	6	3.00
		安全管理	2	1.00
施設の運営	施設の運営	管理運営希望理由	3	1.50
		業務内容	11	5.50
		地域との連携	2	1.40
	利用者への対応	利用促進	3	1.50
		利用者サービス向上	3	2.10
		障害者等への配慮	2	1.00
		苦情・要望への対応	3	1.50
		セルフモニタリング	3	1.50
	環境対策	環境への配慮	1	0.70
	自主事業	自主事業計画	2	1.00
	特記事項	特記事項への対応	2	1.00
経済性	経済性	経費節減・業務効率化	3	1.50
		事業計画書及び収支予算書	2	1.00
		提案価格	30	30.00
基本的事項合計			100	66.80
提案価格 (5年間総額:円)				257,950,000

&lt;二次評価:プレゼンテーション等評価の内訳&gt;

評価項目	配点	長野三菱電機機器販売
事業計画及び提案価格に実行性が感じられるか	3.5	1.95
施設の有効活用に創意工夫が認められるか	3.5	1.85
指定管理者となる熱意や意欲が感じられるか	3.5	1.95
質疑応答での回答は明確であったか	3.5	1.85
プレゼンテーション等評価合計	14	7.60

**特 命 指 定 施 設**

(鈴木鎮一記念館、松本市音楽文化ホール、松本市美術館、松本市梓川アカデミア館、  
松本市駅前会館)

**指定管理者候補者選定審議結果報告書**

令和3年11月

松本市公の施設指定管理者選定審議会

特命指定施設（鈴木鎮一記念館、松本市音楽文化ホール、松本市美術館、松本市梓川アカデミア館、松本市駅前会館）の指定管理者の候補者選定に係る審議結果について

松本市では、指定管理者の選定は公募により行うことを原則としていますが、次の場合に限っては公募を行わず、特定の団体等を指定管理者として選定できることとしています。

- 1 特定の団体が保有する高度な専門的知識による継続的な管理運営が不可欠で、他では調達できない。
- 2 地域との結びつきが強い施設で、地縁に特定される団体が管理を行って地域づくりに寄与している。
- 3 特定の団体等の寄附により設置した施設等、設置目的や経過等から管理代行者が限定される。
- 4 特定の団体等と区分所有する施設である。

これらに該当する鈴木鎮一記念館、松本市音楽文化ホール、松本市美術館、松本市梓川アカデミア館、松本市駅前会館について、地方自治法第244条の2及び松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第2条及び第3条に基づく指定管理者の指定の申請を受け、松本市では指定管理者の選定を行うこととなりました。

松本市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、団体の提出書類をもとに書類審査を行い、指定管理者の候補者を選定しましたので、その結果について次のとおり報告します。

令和3年11月16日

松本市長 臥雲 義尚 様

松本市公の施設指定管理者選定審議会

会長 山本 綾子

1 施設の名称

鈴木鎮一記念館、松本市音楽文化ホール、松本市美術館、松本市梓川アカデミア館、松本市駅前会館

2 申請団体及び特命指定する理由並びに指定期間  
別表のとおり

3 各施設における申請団体の概要

(1) 鈴木鎮一記念館

申請団体 公益社団法人才能教育研究会  
会長 早野 龍五  
所在地 松本市深志3丁目10番3号  
設立年 昭和25年  
従業員数 12人  
主たる業務 才能教育に関する教育研究機関・教育部門の設置運営  
才能教育の基本理念と基礎的学理の研究、指導者育成  
才能教育に必要な調査及び教室の設置等

(2) 松本市音楽文化ホール

申請団体 一般財団法人松本市芸術文化振興財団  
理事長 青山 織人  
所在地 松本市大手3丁目8番13号  
設立年 昭和58年  
従業員数 36人  
主たる業務 松本市から管理を指定された文化施設及びその他の施設の  
管理運営  
優れた芸術文化の鑑賞の機会の提供等

(3) 松本市美術館、松本市梓川アカデミア館

申請団体 一般財団法人松本市芸術文化振興財団  
理事長 青山 織人  
所在地 松本市大手3丁目8番13号  
設立年 昭和58年  
従業員数 36人  
主たる業務 松本市から管理を指定された文化施設及びその他の施設の  
管理運営  
優れた芸術文化の鑑賞の機会の提供等

(4) 松本市駅前会館

申請団体 一般社団法人松本市歯科医師会  
会長 大久保 達人  
所在地 松本市深志2丁目3番21号  
設立年 昭和22年  
従業員数 7人  
主たる業務 医道高揚に関する事柄、歯科医学の進歩発展に関する事柄、  
歯科医学教育の研究と整備に関する事柄、公衆衛生の普及と予防医学の研究・指導に関する事柄、  
学校歯科保健に関する事柄等

#### 4 選定審議の内容

##### (1) 選定審議会を開催

###### ア 開催日

令和3年9月27日(月) 【於：松本市役所第一応接室】

###### イ 出席委員(五十音順)

板倉章委員、大竹美奈子委員、金井俊道委員、澤田若菜委員、  
中野嘉勝委員、三好規正委員、山本綾子委員

##### (2) 選定審査の方法

施設所管課長から、特命指定の理由及び申請者からの提出書類が仕様書等に定める条件を満たしていること並びに選定審査基準を参考に行った一次評価について報告を受け、質疑を行いました。

そのうえで、特命指定理由の妥当性及び事業計画書の内容が以下の3つの条件を満たすものであるかを中心に審査を行い、指定管理者候補者を選定しました。

ア 事業計画書による当該施設の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画書の内容が、当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

#### 5 選定結果

別表の申請団体を各施設の指定管理者候補者として選定しました。

#### 6 選定に当たっての委員の意見

##### (1) 松本市美術館、松本市梓川アカデミア館

一体管理によるメリットを十分に生かして運営されたい。

以 上

別 表

特命指定申請団体及び特命指定理由並びに指定期間

施設名	申請団体	特命理由	指定期間
鈴木鎮一記念館	公益社団法人 才能教育研究会	当該施設は、才能教育研究会を通じ、故鈴木鎮一氏から寄附された施設であり、設置目的や経過等から、申請団体が管理運営を行うことが最も適切であるため。	R 4. 4 ～ R 9. 3 (5年間)
松本市音楽文化ホール	一般財団法人 松本市芸術文化振興財団	当該施設は、音楽文化の拠点施設であり、管理運営に当たり、市の施策との一体性が不可欠で、高度な専門的知識の蓄積及び継続性が求められる場合に該当するため。	R 4. 4 ～ R 5. 3 (1年間)
松本市美術館、松本市梓川アカデミア館	一般財団法人 松本市芸術文化振興財団	管理運営に当たり、市の施策との一体性が不可欠で、高度な専門的知識の蓄積及び継続性が求められる場合に該当するため。	R 4. 4 ～ R 9. 3 (5年間)
松本市駅前会館	一般社団法人 松本市歯科医師会	当該施設は、松本市歯科医師会との合築施設であり、特定の団体等と区分所有する施設である場合に該当するため。	R 4. 4 ～ R 7. 3 (3年間)

**特 命 指 定 施 設**

(松本市城山介護老人保健施設、松本市奈川生きがい増進センターふれあいの家、  
松本市奈川屋内スポーツ施設、松本市下町会館、松本市中町蔵の会館)

**指定管理者候補者選定審議結果報告書**

令和3年11月

松本市公の施設指定管理者選定審議会

特命指定施設（松本市城山介護老人保健施設、松本市奈川生きがい増進センターふれあいの家、松本市奈川屋内スポーツ施設、松本市下町会館、松本市中町蔵の会館）の指定管理者の候補者選定に係る審議結果について

松本市では、指定管理者の選定は公募により行うことを原則としていますが、次の場合に限っては公募を行わず、特定の団体等を指定管理者として選定できることとしています。

- 1 特定の団体が保有する高度な専門的知識による継続的な管理運営が不可欠で、他では調達できない。
- 2 地域との結びつきが強い施設で、地縁に特定される団体が管理を行って地域づくりに寄与している。
- 3 特定の団体等の寄附により設置した施設等、設置目的や経過等から管理代行者が限定される。
- 4 特定の団体等と区分所有する施設である。

これらに該当する松本市城山介護老人保健施設、松本市奈川生きがい増進センターふれあいの家、松本市奈川屋内スポーツ施設、松本市下町会館、松本市中町蔵の会館について、地方自治法第244条の2及び松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第2条及び第3条に基づく指定管理者の指定の申請を受け、松本市では指定管理者の選定を行うこととなりました。

松本市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、団体の提出書類をもとに書類審査を行い、指定管理者の候補者を選定しましたので、その結果について次のとおり報告します。

令和3年11月16日

松本市長 臥雲 義尚 様

松本市公の施設指定管理者選定審議会

会長 山本 綾子

1 施設の名称

松本市城山介護老人保健施設、松本市奈川生きがい増進センターふれあいの家、松本市奈川屋内スポーツ施設、松本市下町会館、松本市中町蔵の会館

2 申請団体及び特命指定する理由並びに指定期間  
別表のとおり

3 各施設における申請団体の概要

(1) 松本市城山介護老人保健施設

申請団体 一般社団法人松本市医師会  
会長 花岡 徹  
所在地 松本市城西2丁目5番5号  
設立年 明治40年  
従業員数 106人  
主たる業務 医道の高揚、医学及び医術の発達普及、公衆衛生の啓発指導等、検査健診センターの運営、看護師等養成所の運営

(2) 松本市奈川生きがい増進センターふれあいの家

申請団体 社会福祉法人松本市社会福祉協議会  
会長 小林 弘明  
所在地 松本市双葉4番16号  
設立年 昭和27年  
従業員数 464人  
主たる業務 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査・普及・宣伝・連絡・調整及び助成、保健医療・教育その他社会福祉と関連する事業との連絡、居宅介護支援事業の経営、老人デイサービス事業の経営、特定相談支援事業・障害児相談支援事業の経営等

(3) 松本市奈川屋内スポーツ施設

申請団体 社会福祉法人松本市社会福祉協議会  
会長 小林 弘明  
所在地 松本市双葉4番16号  
設立年 昭和27年  
従業員数 464人  
主たる業務 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査・普及・宣伝・連絡・調整及び助成、保健医療・教育その他社会福祉と関連する事業との連絡、居宅介護支援事業の経営、老人デイサービス事業の経営、特定相談支援事業・障害児相談支援事業の経営等

(4) 松本市下町会館

申請団体 お城下町まちづくり推進協議会  
会長 藤村 吉彦  
所在地 松本市大手4丁目8番11号  
設立年 平成6年  
会員数 212人  
主たる業務 お城下町まちづくり事業の啓発活動等  
まちづくりの研究・調査・研修活動等  
住民の行うまちづくりについての指導・助言等  
下町会館の管理運営

(5) 松本市中町蔵の会館

申請団体 中町（蔵のある）まちづくり推進協議会  
会長 羽山 義輝  
所在地 松本市中央2丁目9番15号  
設立年 平成2年  
会員数 228人  
主たる業務 中町（蔵のある）まちづくり基本構想に基づく、啓蒙・  
啓発活動及びまちづくりの研究・調査・研修活動  
中町（蔵のある）まちづくり協定書に基づく、住民の行  
うまちづくりについての指導・助言等  
中町蔵の会館の管理運営

4 選定審議の内容

(1) 選定審議会の開催

ア 開催日

令和3年9月29日（水）【於：松本市役所第一応接室】

イ 出席委員（五十音順）

板倉章委員、大竹美奈子委員、金井俊道委員、澤田若菜委員、  
中野嘉勝委員、古川智史委員、三好規正委員、山本綾子委員

(2) 選定審査の方法

施設所管課長から、特命指定の理由及び申請者からの提出書類が仕様書等に定める条件を満たしていること並びに選定審査基準を参考に行った一次評価について報告を受け、質疑を行いました。

そのうえで、特命指定理由の妥当性及び事業計画書の内容が以下の3つの条件を満たすものであるかを中心に審査を行い、指定管理者候補者を選定しました。

ア 事業計画書による当該施設の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画書の内容が、当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

5 選定結果

別表の申請団体を各施設の指定管理者候補者として選定しました。

6 選定に当たっての委員の意見

(1) 松本市城山介護老人保健施設

ア 退職給付引当金の計上方法について問題がないか確認されたい。

イ 人材不足が年々深刻化することが予測されるため、人材確保の工夫について検討されたい。

(2) 松本市奈川屋内スポーツ施設

高齢者の生きがいと世代間の交流促進を図る工夫を検討されたい。

以 上

## 別 表

## 特命指定申請団体及び特命指定理由並びに指定期間

施設名	申請団体	特命理由	指定期間
松本市城山介護老人保健施設	一般社団法人 松本市医師会	申請団体は、医療ケアが必要な利用者の積極的な受入れが可能であり、安定した運営の継続性が不可欠であること、また、厚生労働省から譲渡を受けた際の経過等から管理代行者が限定される場合に該当するため。	R 4. 4 ～ R 9. 3 (5年間)
松本市奈川生きがい増進センターふれあいの家	社会福祉法人 松本市社会福祉協議会	当該施設は、地域との結びつきが強い施設であり、隣接する松本市奈川デイサービスセンター、松本市奈川屋内スポーツ施設の管理者が管理運営を行うことで効率的な管理運営が図られるため。	R 4. 4 ～ R 9. 3 (5年間)
松本市奈川屋内スポーツ施設	社会福祉法人 松本市社会福祉協議会	当該施設は、地域との結びつきが強い施設であり、隣接する松本市奈川デイサービスセンター、松本市奈川生きがい増進センターふれあいの家の管理者が管理運営を行うことで効率的な管理運営が図られるため。	R 4. 4 ～ R 9. 3 (5年間)
松本市下町会館	お城下町まちづくり推進協議会	当該施設は、まちづくりの啓発活動や指導を行う重要な拠点施設であり、地域との結びつきが強い施設で、地縁に特定される団体が管理を行い地域づくりに寄与している場合に該当するため。	R 4. 4 ～ R 9. 3 (5年間)
松本市中町蔵の会館	中町(蔵のある)まちづくり推進協議会	当該施設は、地区のシンボルで、まちづくりの重要な拠点であり、地域との結びつきが強い施設で、地縁に特定される団体が管理を行い地域づくりに寄与しているため。	R 4. 4 ～ R 9. 3 (5年間)

**特命指定施設**  
(松本市大久保工場公園団地管理会館)

**指定管理者候補者選定審議結果報告書**

令和3年11月

松本市公の施設指定管理者選定審議会

特命指定施設（松本市大久保工場公園団地管理会館）の指定管理者の候補者選定に係る審議結果について

松本市では、指定管理者の選定は公募により行うことを原則としていますが、次の場合に限っては公募を行わず、特定の団体等を指定管理者として選定できることとしています。

- 1 特定の団体が保有する高度な専門的知識による継続的な管理運営が不可欠で、他では調達できない。
- 2 地域との結びつきが強い施設で、地縁に特定される団体が管理を行って地域づくりに寄与している。
- 3 特定の団体等の寄附により設置した施設等、設置目的や経過等から管理代行者が限定される。
- 4 特定の団体等と区分所有する施設である。

これらに該当する松本市大久保工場公園団地管理会館について、地方自治法第244条の2及び松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第2条及び第3条に基づく指定管理者の指定の申請を受け、松本市では指定管理者の選定を行うこととなりました。

松本市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、団体の提出書類をもとに書類審査を行い、指定管理者の候補者を選定しましたので、その結果について次のとおり報告します。

令和3年11月16日

松本市長 臥雲 義尚 様

松本市公の施設指定管理者選定審議会

会長 山本 綾子

- 1 施設の名称  
松本市大久保工場公園団地管理会館
- 2 申請団体及び特命指定する理由並びに指定期間  
別表のとおり
- 3 施設における申請団体の概要  
申請団体 松本市大久保工場公園団地管理組合  
組合長 桐山 則夫  
所在地 松本市大字笹賀5652番地56  
設立年 昭和49年  
従業員数 1人  
主たる業務 組合員相互の親睦と情報交換に関すること  
団地及び周辺的环境整備に関すること  
管理会館の指定管理業務に関すること等
- 4 選定審議の内容
  - (1) 選定審議会を開催
    - ア 開催日  
令和3年10月27日(水)【於：松本市役所第二応接室】
    - イ 出席委員(五十音順)  
板倉章委員、大竹美奈子委員、金井俊道委員、澤田若菜委員、  
中野嘉勝委員、古川智史委員、三好規正委員、山本綾子委員
  - (2) 選定審査の方法  
施設所管課長から、特命指定の理由及び申請者からの提出書類が仕様書等に定める条件を満たしていること並びに選定審査基準を参考に行った一次評価について報告を受け、質疑を行いました。  
そのうえで、特命指定理由の妥当性及び事業計画書の内容が以下の3つの条件を満たすものであるかを中心に審査を行い、指定管理者候補者を選定しました。
    - ア 事業計画書による当該施設の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。
    - イ 事業計画書の内容が、当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
    - ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- 5 選定結果  
別表の申請団体を指定管理者候補者として選定しました。

以 上

別 表

特命指定申請団体及び特命指定理由並びに指定期間

施設名	申請団体	特命理由	指定期間
松本市大久保工場 公園団地管理会館	松本市大久保工 場公園団地管理 組合	地域との結びつきが強い施設で、地縁に特定される団体が管理を行い地域づくりに寄与しており、また、申請団体を構成する企業各社から寄附を受け建設した施設で、設置目的や経過等から管理代行者が限定される場合に該当するため。	R 4. 4 ～ R 9. 3 (5年間)

**特命指定施設**

(松本市河川防災ステーション、アルプス公園、  
松本市アルプスドリームコースター、松本市山と自然博物館、  
松本市公設地方卸売市場、松本市梓川地場産品直売センター)

**指定管理者候補者選定審議結果報告書**

令和3年11月

松本市公の施設指定管理者選定審議会

特命指定施設（松本市河川防災ステーション、アルプス公園、松本市アルプスドリームコースター、松本市山と自然博物館、松本市公設地方卸売市場、松本市梓川地場産品直売センター）の指定管理者の候補者選定に係る審議結果について

松本市では、指定管理者の選定は公募により行うことを原則としていますが、次の場合に限っては公募を行わず、特定の団体等を指定管理者として選定できることとしています。

- 1 特定の団体が保有する高度な専門的知識による継続的な管理運営が不可欠で、他では調達できない。
- 2 地域との結びつきが強い施設で、地縁に特定される団体が管理を行って地域づくりに寄与している。
- 3 特定の団体等の寄附により設置した施設等、設置目的や経過等から管理代行者が限定される。
- 4 特定の団体等と区分所有する施設である。

これらに該当する松本市河川防災ステーション、アルプス公園、松本市アルプスドリームコースター、松本市山と自然博物館、松本市公設地方卸売市場、松本市梓川地場産品直売センターについて、地方自治法第244条の2及び松本市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年条例第46号）第2条及び第3条に基づく指定管理者の指定の申請を受け、松本市では指定管理者の選定を行うこととなりました。

松本市公の施設指定管理者選定審議会（以下「選定審議会」という。）は、団体の提出書類をもとに書類審査を行い、指定管理者の候補者を選定しましたので、その結果について次のとおり報告します。

令和3年11月16日

松本市長 臥雲 義尚 様

松本市公の施設指定管理者選定審議会

会長 山本 綾子

1 施設の名称

松本市河川防災ステーション、アルプス公園、松本市アルプスドリームコースター、松本市山と自然博物館、松本市公設地方卸売市場、松本市梓川地場産品直売センター

2 申請団体及び特命指定する理由並びに指定期間  
別表のとおり

3 各施設における申請団体の概要

(1) 松本市河川防災ステーション

申請団体 公益社団法人松本地域シルバー人材センター  
理事長 青木 敏和  
所在地 松本市宮渕本村1番10号  
設立年 昭和58年  
従業員数 16人  
主たる業務 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく、  
高年齢退職者等のための就業機会の確保及び組織的提供  
「労働者派遣法」に基づく高年齢退職者等の派遣  
就業に必要な知識及び技能講習等の実施等

(2) アルプス公園、松本市アルプスドリームコースター、松本市山と自然博物館

申請団体 TOY BOX  
代表 松本土建株式会社 代表取締役 大池 太士  
所在地 松本市大字島立635番地1  
設立年 平成18年  
共同体構成団体 松本土建株式会社、株式会社アイネット、株式会社コン  
フォール、ルピナ中部工業株式会社  
従業員数 112人  
主たる業務 指定管理事業（公の施設の管理運営）  
指定管理事業に伴う自主事業

(3) 松本市公設地方卸売市場

申請団体 松本市場管理株式会社  
代表取締役 原 武彦  
所在地 松本市大字笹賀7600番地41  
設立年 平成23年  
従業員数 6人  
主たる業務 松本市公設地方卸売市場の指定管理業務  
松本市公設地方卸売市場協議会の事務局業務

(4) 松本市梓川地場産品直売センター

申請団体 梓川地場産品直売センター組合  
運営委員長 山崎 隆  
所在地 松本市梓川倭2102番地1  
設立年 平成7年  
従業員数 9人  
主たる業務 地場産品の販売、梓川地場産品直売センター施設・設備  
及び備品の管理運営、隣接トイレの管理・清掃

#### 4 選定審議の内容

##### (1) 選定審議会を開催

###### ア 開催日

令和3年10月28日(木) 【於：松本市役所第二応接室】

###### イ 出席委員(五十音順)

板倉章委員、大竹美奈子委員、金井俊道委員、澤田若菜委員、  
中野嘉勝委員、古川智史委員、山本綾子委員

##### (2) 選定審査の方法

施設所管課長から、特命指定の理由及び申請者からの提出書類が仕様書等に定める条件を満たしていること並びに選定審査基準を参考に行った一次評価について報告を受け、質疑を行いました。

そのうえで、特命指定理由の妥当性及び事業計画書の内容が以下の3つの条件を満たすものであるかを中心に審査を行い、指定管理者候補者を選定しました。

ア 事業計画書による当該施設の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画書の内容が、当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

#### 5 選定結果

別表の申請団体を各施設の指定管理者候補者として選定しました。

#### 6 選定に当たっての委員の意見

##### (1) 松本市梓川地場産品直売センター

指定管理期間終了後の組合としての方向性を早急に決定されたい。

以 上

別 表

特命指定申請団体及び特命指定理由並びに指定期間

施設名	申請団体	特命理由	指定期間
松本市河川防災ステーション	公益社団法人 松本地域シルバー人材センター	当該施設の建設時に、申請団体が建設費の一部を負担しており、特定の団体等の寄附により設置した施設等、設置目的や経過等から管理代表者が限定される場合に該当するため。	R 4. 4 ～ R 9. 3 (5年間)
アルプス公園、松本市アルプスドリームコースター、松本市山と自然博物館	TOY BOX	アルプス公園内の3施設を一体的に管理することにより、効率的な管理運営と利用促進が期待できることから、市の施策との一体性が不可欠で、高度な専門的知識の備蓄及び継続性が求められる施設に該当するため。	R 4. 4 ～ R 5. 3 (1年間)
松本市公設地方卸売市場	松本市場管理株式会社	申請団体は、市場に入場している卸売業者5社が出資して設立されており、設置目的や経過等から管理代行者が限定される場合に該当するため。	R 4. 4 ～ R 9. 3 (5年間)
松本市梓川地場産品直売センター	梓川地場産品直売センター組合	当該施設は、地場産品の販売等により地域の活性化を図るため設置され、地域との結びつきが強い施設で、地縁に特定される団体が管理を行い地域づくりに寄与している場合に該当するため。	R 4. 4 ～ R 5. 1 2 (1年9か月間)